

(西曆千九百十一年一月一日)第二次には九箇年を経過したる後西曆千九百十四年一月一日(解約を申込み権利を有し其申込後半箇年を経過したる後は西曆千九百十一年七月一日又は同千九百十四年七月一日)額面の金額を償還するものとす之に反して露國政府自身は西曆千九百十六年末まで償還及借換の権利を抛棄したる

政府が解約又は借換を行はざる場合に於て持主が解約せざる公債の残額は西曆千九百十六年以降償還すべきものとし而して其年額は百分の〇・二二七にして計算表に據る償還は西曆千九百八十五年までとす

是を以て公債の買主は二重の利益を有し六箇年の後は額面以下にて應募したる公債の代價を額面にて償還せられ又は十二箇年間四歩五厘なる比較的高利を收むることを得べし換言すれば該公債は持主に短期國庫債券と確定公債との利益を併せて附與したるものなり又應募者の側より之を見れば露國は其財政の情況公債の相場額面以上を保有するまで改善するに非ざれば六箇年後の解約申込を受ることなかるべし之に反して十二箇年間は市場の情況之を許すも比較的高

利を拂ふの已むを得ざることを覺悟せざる可らず露國政府は如上の讓歩を爲し以て一面には新公債の發行價格を高からしめ且つ應募の好況を保ち他の一面には確定公債相場の下落を防止せんことを圖りたるものゝ如し其方法頗る繁冗なりと雖も露當局の苦心以て見るべきなり右の外此公債の持主は西曆千九百四年の國庫債券の持主と略々同一の権利を享有せり即ち此公債は元利共一切の租税を免除せられ且つ國家に對する一切の供給契約及び消費關稅の擔保として受理せらるべきものとせり此公債の發賣額は前記の如く一億五千萬留にして發行價格九割五厘手数料若干を差引き手取金一億三千五百萬留を得たり

#### 十 第四回募集

然れども是れ軍費の巨額なるに對しては假令殘額八千萬留の收入を得ると雖も尙ほ九牛の一毛たるに過ぎざるを以て露國政府は更に佛國に向て種々交渉を重ねしと雖も協商終に調はず再び内國市場に依頼するの已を得ざるに至り總額二億留の五歩利付内國債を募集し例に依り租税を免除せり此公債は西曆千九百十七年まで之を据置き償還は四十九年以内に之を行ふものとし内一億留は露國



募集の困難

の大銀行確實に之を引き受け五千萬留に就ては採否權を留保し、殘額五千萬留は貯蓄金庫に於て之を引受けたり、後ち銀行は實際採否權を五千五百萬留に増加し之を履行し、貯蓄金庫の應募は四千五百萬留に減少せり、此公債の發行價格は九十六にして引受價格は九十四とす、當時露國の機關新聞は極力應募をして好況を得さしめんとし大に努め敵國なる我日本の内債募集の成功までも之を鼓吹し資本家を慫慂して獨り其個人的金錢上の利益を得るのみならず非常なる應募の數に依て愛國的一大示威運動を催すべきことを以てせり、然れども應募の結果は終に發表せられざりき

十一 第五回募集

此公債も僅々二箇月の軍事を支辨するに足るのみにして更に軍資金調達の道を講究せざるを得ず、然るに内外の市場益々公債の募集に便ならず已を得ず此危機に際し九箇月期の五歩利付國庫手形總計二億留を發行し内五千萬留は露國銀行之を引受け一億五千萬留は露に第二回外國公債を引受けたる獨逸の銀行組合に交付せられ引受銀行は五歩の割引の外一步の手數料を得たり故に該資金調達

の爲め露國は一箇年六歩六厘の利子を負擔するものなり

此借入は純收入は約一億九千萬留に達し露國政府は西曆千九百零六年二月には該國庫手形を償還せざるを得ず當時の窮情尙之を敢てす當局の苦心惟るべき耳、然りと雖も計數は尙も暇さず九を以て十と爲す可らず阿菊の幽靈尙ほ哭す矧や生靈の平且つ凡なるに於てをや、終に如何とも爲すを得ず國庫の預金一旦舊曆三月一日(十四日)の二千五百九十萬留より同四月一日(十四日)の一億六千二百二十萬留に増加したるも翌月は漸次減少し終に銀行は却て政府へ六百八十萬留の貸上を爲すに至れり

十二 西曆千九百零五年の精算報告

然れども舊曆八月一日(十四日)の報告に據れば國庫の預金再び七千二百七十萬留に達せり、去れど九月下旬に發表せられたる露國大藏省の西曆千九百零五年の最初五箇月間に對する精算報告は露國戰時財政の狀況が八月に至り新公債の募集を必要と爲したるを窺ふに足るものあり、即ち西曆千九百零五年一月乃至五月の精算報告は左の如し



經常歳入	七八七七
臨時歳入	四四五九
歳入合計	一、二三三六
經常歳出	七八六〇
臨時歳出	四五四九
歳出合計	一、二四〇九

由是觀之西曆千九百五年の最初の五箇月間に於ける歳入不足は七百三十萬留にして初年に存在したる自由資金一億千九百萬留は五月の初旬に至り約一億千二百萬留に減少したる計算なり

### 十三 第六回募集及全體の概要

然れども右精算報告の臨時歳入には伯林募債及内債金の全部を算入せず前者の手形金二億九百五十萬留中先づ一億千五十萬留を收入し尙ほ九千九百萬留を殘し前者の收入も尙ほ約四千八百萬留を除せしを以て是等の殘金に六月一日の自由資金一億千二百萬留を加ふれば結局露國政府は西曆千九百五年六月一日以

公衆の應  
募なし

降合計凡そ二億六千萬留即ち約三箇月間の軍費を支辨するに足る資金を有せり然れども固より之を以て満足する能はず露國政府は同年舊曆七月二十五日(八月五日)二億留の内債募集の件を決定し五歩利付にして且つ永久に所得税を免除すべきものとし償還期限は四十八箇年にして西曆千九百十七年三月一日までは豫定の償還率を高くすることなく且つ解約若くは利子の輕減を行ふこと無しと定めたり然るに今回の募集は頗る困難にして半額を貯蓄金庫に分配し中央銀行も亦五千萬留を引受け其他の露國大銀行は僅に五千萬留を引受け公衆は公然應募を見合せたり銀行及貯蓄金庫の引受價格は九割五歩にして賣買相場は九割六歩五厘と定め八月に成立したる公債に對し利子は遡りて三月一日より之を付するものとし別に手数料を付せず露國政府が戰役の爲め發行したる内外公債の實況凡そ斯の如し今便宜の爲め其概要を表出せば左の如し

### 第三十五表

甲外債	券面額	手取金	現實の利子
			應募者 國家



五分利付口庫債券 (西曆千九百四年五月巴里發行)

三〇〇・〇百万 二八二・〇百万 五・二五 六・二

四歩五厘付公債 (西曆千九百五年一月伯林及阿姆斯特ダム發行)

二三一・五 二〇九・五 (一)五・二 五・八  
六・六

五歩利付國庫手形 (西曆千九百五年五月額面二億留發行内外國募集)

一五〇・〇 一四二・九 六・六 六・六

合計 六八一・五 六三四・四

乙内債

三歩六厘付國庫證券 (西曆千九百四年八月發行)

一五〇・〇 一五〇・〇 三・六 三・六

五分利内債 (西曆千九百五年三月發行)

二〇〇・〇 一八八・〇 五・五 五・八五

五分利付國庫手形 (西曆千九百五年五月額面二億留發行内露國募集)

五〇〇 四七・六 六・六 六・六

五分利付内債 (西曆千九百五年八月發行)

二〇〇・〇 一九〇・〇 (二)五・四五 五・七

合計 六〇〇・〇 五七五・六

總計 一、二八一・五 一、二二〇・〇

(一)右は十二箇年後左は六箇年後の償還を標準とす

(二)西曆千九百十七年の償還を標準とす

#### 十四 經濟上の影響

三十七八年の役露國戰時財政の外形斯の如し、然るに戰役中紙幣發行高の増加殆ど倍加し西曆千九百四年一月十四日には其高五億七千八百餘萬留なりしに其後漸次増加し同千九百五年九月十四日は十億三千八百萬留、同十月十四日には更に増加して十億九千五百六十萬留となれり、然るに割引貸付の高は同時に四億七千二百餘萬留より漸次減少し西曆千九百五年四月十四日には約三億五千八百萬留となり、爾後少しく増加せしと雖も同十月十四日には三億九千百萬留にして



戦役前より著しき減少を示せり抑々中央銀行紙幣發行は内外貿易の疏通市場の調和の爲めならざるを得ず然るに其増加と共に割引貸付の減少を示すは頗る異状を呈するものと云はざるを得ず其間豈に個中の消息なしとせざるを得ん哉之を辯ずる者は曰く其差は多く之を金購入の爲に用ひたりと然れども此間金準備の増加は一億六千五十萬留に過ぎず何ぞ其の差違の大なる紙幣發行の増加は第四回以下國債募集に於て中央銀行の國家に貢獻するの結果たるを想見せずんばある可らず其勞蓋し鮮少に非ざるべし

### 第十三節 國家の費用に關する發言權

#### 及請願の提出

##### 第一目 法規の關係

豫算の可分不可分科目の分合補助費繼續費等に就ては粗々之を論究せり故に今一步を進めて豫算編製權の所在及國家の費用に關する事件に付き發言權の事を論究せんとす抑々豫算の編製は諸般の關係上行政部に屬するを便とす故に帝

國憲法は第三十八條を以て

兩院は政府の提出する法律を議決し及各々法律案を提出することを得と規定すと雖も豫算案を提出することを得ると規定せず我憲法は豫算非法律主義を採る而して其第六十四條には

國家の歳入出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べしと規定し第六十五條には

豫算は前に衆議院に提出すべしと規定す既に之を提出し之を協賛を経べきものとせば其編製は議會外にある哉疑を容れず蓋し豫算編製の任に當る者は常設にして一般財務の状況を達觀し諸般の材料を集收する機能を有する者たらざるを得ず斯の如き機能を有する者は勢ひ行政部以外に之を求むるを得ず是に於てや會計法は之を憲法に受け其第五條に

歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべしと規定し更に第六條第二項を以て

憲法會計  
及其會計  
規則の關係



總豫算には帝國議會の參考の爲に左の文章を添付すべし  
と規定し、其文章を列記す、會計規則復た之を受け其第四條に

大藏大臣は歳入歳出の景況を調査し各省の豫定經費要求書に基き歳入歳出總  
豫算を調製すべし

と規定し、其第二項を以て總豫算の首めに歳計全體に關する説明を付することを  
命ず而して其第五、六、七條に編製の方法及科目區分の事を規定す

斯の如く豫算の編製は帝國憲法之を議會外に求め會計法及會計規則は行政部  
に於て之を編製することを確定し議會は決議機關として其可否を決議す、然りと  
雖も款項に就て廢除削減を爲すは帝國憲法第六十七條の裏面に於て明かに之を  
見るを得べし、則ち同條には

憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務  
に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し或は削減するとを得ず  
と規定す、故に其他の費目は議會は其權能を以て之を廢除削減することを得るは  
明かなり、而して前記第六十七條の費目と雖も其廢除削減を議決するは固より差

支へなく、只政府の同意を得ざれば之に効力を生ぜざる耳

第二目 行政府は豫算の編製に適す

由是觀之帝國議會には修正權ありて編製權なきは明瞭なり是れ事物の關係上  
當然の事に屬し固より間然する所なし、抑々豫算は其關する所至大至廣其編製の  
如きは常設にして執行の責に任じ遠觀の便宜を有する者にあらずんば爲し得べ  
きの業に非るなり議會の如きは費用の供給者にして其許否を決するの最好機關  
なりと雖も其素質固より豫算執行の任に當るを得ず、夫れ豫算の編製執行は費用  
の需用を意味し可否修正は其供給を意味す、今其供給者たる議會にして需用者の  
地位に立つは根底に於て既に誤れり焉、其末を全ふするを得ん、然るに北米合衆  
國の如きは議會の豫算委員會編製に従事す、而して佛國に於ては豫算委員の權力  
過大なり我國に於ては幸に憲法、會計法、會計規則等其選を誤らず其間の聯絡靈妙  
にして間然する所なし、實に國家の慶事と云はざるを得ず、然りと雖も實際の運用  
に至りては大に遺憾なき能はず、元來我憲法は法律提出の發議に付て何等の制限  
を加ふるなし、故に國法は豫算の編製を行政部に委するも議會は或は事實を誤認

第一章 豫算の編製及執行 第十三節 國家の費用に關する豫算權及請願の提出 第二目 行政 奏  
府は豫算の編製に適す



議決權の  
運用は恐  
るべし

し或は事情に驅られ豫算に於て爲し能はざる所のものと雖も枉げて法律を以て之を爲さんとし或は費用支出に關する法律を議決し或は某の事業の爲め政府は永久若くは若干年間若干圓又は若干圓乃至若干圓を支出す可しとの法律を議定することなきを保せず而して憲法第三十八條は前記の如く無條件に法律の發案權を兩院に付與す故に事情の如何に依りては憲法上豫算編製權の爲に妨げられ素志を達する能はざるものあれば翻て法案提出の權利を濫用し其目的を達せんとする弊なしとせず斯の如きは固より權利の濫用と云つ可し豈に慎まざる可ん哉

第三目 内外の事例

我國の例

我國の議會は一面に於ては當初より一の好慣習を養ひ豫算編製權を争ふが如きことなく編製に變動を及す如き修正を爲んとするときは政府と交渉を重ね豫め其同意を得政府の修正として穩便に事を決したる例少からず然れども又一面に於ては法律の發議權に據り學理上不可准にして事實上不可能の案を提出したるの例なきに非ず憲政の美果實に争ふ可らざるものと同時に斯の如きは又

佛國

議院、瑞  
典

フ  
ヒ  
ン  
ラ  
ン  
ド

其餘弊と云つべし夫れ佛國は理論に馳するを以て名あり憲政に伴ふ所の弊習晚近其頂上に達し彼のゾレフユース事件の如きは大に世人の注意を惹き所謂極まれば必ず變ずるの弊に漏れず西曆千九百年三月佛國代議院は其議院規則第五十一條を

豫算法に付ては歳出を増加することを目的とする修正又は追加條項は其修正又は追加條項に關係ある各款に關する報告の配賦ありてより後開く所の三回目の本會の後は之を提出することを得ず

と改正せり議院が經費を増加するの弊最も大なる佛國に於て已に此の改正あり大に鑑みざるを得ざるなり佛國が積弊に堪へず此改正を爲したるは蓋し諾威、瑞典の憲法に

經費に關する發議は君主と議院とに存すと雖も議院に於ては其開會より十日間の外は之を行ふことを得ず

との規定あると又フヒンランドに於て之を十五日間に限るの例に則りたるもの如し



今單に純理より之を見れば斯の如き制限を設くるは或は退歩の感なきを得ずと雖も實際の必要は一片の純理に妨げらるゝを得ず終に此反動を見るに至れり英國に於ては西曆千七百六十六年以來下院規則中に

議院は皇帝の要求に依るものゝ外經費に關する建議は總て之を受理せざるべく又歳出を増加し若くは國庫の負擔を生ずべき動議は總て之を議院に付せざるべし

との條文常に存在して大に歳計の膨脹を防禦せり然れども議會は尙ほ之を以て満足せず西曆千八百六十六年更に

議院は皇帝の要求外に公務に關する定額を設くることを目的とする發議を認許せざるべく又國庫の負擔となるべき經費に關する動議は總て之を議院に付せざるべし

との決議をなし愈々皇帝は之を請求し議會は之を許否するとの主義を明確にせり又ウルラムホルヒに於ては其憲法第七十二條に

租税の創設起債豫算の編製又は豫算外に歳出定額を設くる事に關する法律の

發議權は國王に專屬し議院は政府の定めたる豫算科目の金額を増加するを得ず

と規定し憲法上議院の發議に一層重大なる制限を加へたり

又米國に於ては近年私事若くは地方的議案の通過を議院に向て運動するの弊益々甚しく立法上に恐るべき弊害を及ぼすに至りたるを以て西曆千八百七十年頃より以來合衆國の諸州に於て其の憲法を以て私人若くは地方の利益を目的とする特別の法律を議決することを禁止したるもの抄からず今試に紐育州に於て定めたる右禁令の規定を擧ぐれば左の如し

- 一 人名の變更
- 一 道路及小逕の築造切開又は廢止
- 一 沼澤及其他低地の排水
- 一 民刑出訴地の變更に關する規程
- 一 村落の合併
- 一 諸監督委員の選舉に關する規程



- 一 大小陪審官の選舉抽籤召集及氏名登録に關する規程
  - 一 金利の制限
  - 一 議員選舉場の開始選舉執行手續及選舉場の指定
  - 一 公吏に其在職中俸給或は手當金を給し又は其既に支給を受くる俸給若くは手當等を増減する件
  - 一 會社組合又は個人に鐵道敷設權を與ふる件
  - 一 會社組合又は個人に其專有に屬する特典特權又は特許を與ふる件
  - 一 ウォートルフォールドの下方に當るハッソン河イースト河又は紐育州疆界の一部を形成する水上以外に於て水運會社の設立を許可する件
- 等是なり而して立法院は以上列舉せる事項其他一般の法律を以て規定すべきものと判定する事項に關しては州民全體に及ぼす可き一般の法律を以て之を規定すべきものとし市街鐵道の敷設及び營業は先づ其線路區域内に於て總價額の半額に當る不動産を所有する者の承諾と其鐵道を敷設せんとする市街又は道路に對して監督權を有する地方廳との同意を得るに非ざれば法律上之を許可するを

修正と編製とは混同し易し

得ず而して市街鐵道發起者に於て右不動産所有者の同意を得難き場合に於ては鐵道敷設地所在の高等法院に於て普通の開廷期間内該發起者の請求により三名の委員を任命して關係者双方の意見を質し鐵道布設の當否を決定せしむべきものとし該委員の決定を高等法院に於て確認するときは其決定は不動産所有者の同意に代ふることを得(以下省略)るものとせり

費用に關する議院の發議權は目下世界の大問題に屬し多少の制限を要するは殆ど一定の説なり而して其最も自由なりし佛國に於ては現に反動的現象の顯出せしは既論の如し本問題の學理上實驗上大に研究を要する哉疑を容れざるなり

第四目 權利の執行は慎重なるを要す

豫算の修正と編製とは其素質に於て大なる差ありと雖も實際に於て相去ること遠からず則ち其廢除削減は形式に於て修正なりと雖も若し歲入に増加なくして費用を増加せん乎或方面に於て費用を減ぜざるを得ず然らば即ち名を修正に藉ると雖も其實體は編製なり我國憲法の運用は此點に於て間然する所なく政府議會未だ曾て其分界を誤りしことなしと雖も法律の發議權に據り費用の支出を



法律を以て豫算を以ては不可なり

決定し一面に於ては財政の屈伸を妨げ一面に於ては議會自身の決議權を傷くることなしとせず彼の古社寺保存法の如き其好例とす。元來斯の如きは國家の選擇事業に屬し國事多端費用足らざるときは大に之を收縮し或は其費用の支出を停止全廢するの必要なしとせず然れども國情靜謐歳入豊富なるときは之を擴張するも妨げなし國事の繁閑財政の緩急に拘はらず永久の法律を以て撰擇事業の費用を定むるが如きは所謂變通の道を失ふものにして固より策の得たるものに非ず其必要あれば宜く毎年度豫算を以て之を定むべし決して法律を以て定むべきものに非ざるなり見るべし卅八年度の豫算に於ては臨時事件の爲め古社寺保存に向て成規の金額を支出するの不相應なるを感じ特に法律第十四號を發し臨時事件の繫屬する年度中は之を十五萬圓以下に下すことを得と規定し年額一萬圓を内務省所管第十款に豫算するの奇觀を呈せり。元來我憲法は其第三十八條を以て無條件にて兩院に法律の發議權を與ふと雖も其運用は須らく之を國家の利害に鑑み其解釋は單に其條文のみに依らず廣く前後關係の條項を對照し深く其精神を汲み公平無私心を慮ふし氣を平かにして以て之を決せざる可らず實に明

文に妨げなきを以て其運用を苟もするが如きは固より志士の爲さざる所にして一步を誤れば即ち濫用の域に陥るの虞なしとせず豈に五十歩百歩の論ならん哉。元來毎年議會を召集し概ね自己業務に繁多なる地方屈指の名士を三ヶ月間都下に集むるは實に容易ならぬ事にして之を自家利益の點より打算すれば地方人士中甚だ不利不便を感ずる者あるべしと雖も國家の大事を議する爲には區々たる私情の爲に妨げらるること能はず政府謹て之を召集し地方人士も亦奮て之に應ずる哉疑を容れず故に一年の歳計は必要に應じ之を議會に諮り上下一致し和衷協同以て國運の進歩を計るは固より其所とす然るに永遠の法律を以て豫算を竣たず政府に某々費用の支拂を一任し剩さへ數年を期し若くは永久に亘り豫め其金額を確定するが如きは信を政府に置く深きに失するものと云はざるを得ず語に曰く過ぎたるは猶及ばざるが如しとは夫れ是を云ふ乎凡そ事中を得ずんば必ず破る戒めずんばある可らざるなり

第五目 請願の提出

住時は英國の如き先進の憲法國と雖も議院へ請願の提出其法を得ず撰擇亦其



の請願提出

當を懲り玉石同架の觀ありき。今其甚しき例證一二を掲ぐれば西曆千八百二十五年の議會に向つて諸般の起業請願の提出せられしもの四百三十八件内許可を得たるもの二百八十六件同千八百四十五年鐵道熱願る高く敷設の請願六百七十八件中許可を得たるもの僅かに百三十六件同千八百四十六年及同千八百四十七年に於て鐵道敷設請願の許可せられしもの二百六十件及百四十八件なりき。當時斯の如く無謀の請願陸續提出せられ意外の弊害を惹起するに至りしを以て之が矯正の爲め種々の方法を講じ其結果終に西曆千八百四十七年有名なるスタンデン・オード(即ち私事法案ブライウエート・ビル)提出順序の發布となれり。抑々請願提出は我憲法第三十條に於て認る所なりと雖も其濫用は大に慎まざるを得ず其提出者の目的資格提出の時期費用の負擔等の如きは豫め定むる所なきを得ず而して其國家の費用に關する者の如きは大に財政に關する所なしとせず然るに我國に於ては未だ整然據るべきの規定なく近年或は濫用に流るゝの弊なしとせず英國に於ける私事法案提出順序なる者蓋し其要を盡せり依て其概要を附録に掲載し後學の便に供す讀者請ふ參觀あれ(甲種附録第六號)

## 第十四節 豫算の基礎正確を缺くの弊害

### 第一目 總論

財政の基礎を鞏固にし豫算をして確實ならしめんと欲せば議院の發言權に制限を置き併せて私事法案の提出に節度を設くるを要するは既説の如し然るに財政の鞏固豫算の確實は獨り之を立法院のみに俟つを得ず、行政府亦大に努力する所なかる可らず。元來豫算の編製執行の如きは行政府の職分に屬し國家最大要務の一なり正に全力を擧げ其善を盡し其美を盡し以て完全の域に達するを期せざる可らず。然るに實際に於ては事物錯綜して單純なる能はず事情纏綿して果斷を缺き順序其當を失して事吾人の冀望に伴ふ能はず、動もすれば豫算の基礎其明確を缺き弊端百出收拾す可らず、汚點を竹帛に垂れ幟を千歲に遺すもの蓋し少しとせず豈に慨歎の至に非ず哉。又方今に至りては法規及行政施設に就ても不當不備の點なしとせず沈思默考之を本末の關係に鑑み張膽明目之を古今の事實に照すときは進て以て爲すべきこと蓋し少しとせず。抑々豫算の基礎明確ならざるの



の責は行政府立法府共に之を任せざるを得ずと雖も之が原案者たる行政府最も其責に任せざる可らず、本節所論の諸弊の如きは主として計畫未だ熟せざるに倉卒經費を請求し、事業着手の期節に就き確乎たる見込なきに過當の月數若くは一週年に對する經費を求め若くは物價貨錢の單價を選ぶに精ならざる等より生ずるものにして其結果或は漫りは豫算額を膨脹し以て濫用浪費を促し、或は甲乙費途の間に甚しき過不足を生じ以て不當の流用を促すことなきを保せず、豈に慎まざる可ん哉

第二目 豫算の基礎確實ならざるの原因結果

夫れ熟せざるの計畫は變更を生じ易くして當初の目的を遂行し難きの場合多きは自然の情勢たり其實地に効薄くして業の擧らざる多辯を要せず、偶々豫算に見積りたる事業と雖も豫算決定の後ち大に其の設計を變更し若くは之に着手せず若くは其の進行を停止し却て當初見積なきの事業を起し其の結果不當の流用となり、目的外の支出となり國家の豫算を紊亂し罪を法律に得るものなしとせず而して準備行為等の爲め事業着手の時期定まらざるに既に豫算の請求を爲し之

不熟の計  
畫に依り  
經費を請  
求するの請  
不可

が許可を爲すが如きは是れ亦豫算の基礎確實ならざるの一因たりと云つべし例へば當該年度十月以降に非ずんば實際起業し能はざる者に對し七八ヶ月甚しきに至りては全年度の經費を請求するが如きは假令計畫其宜を得るも經營失當の責を免れず况や計畫の杜撰なるものに於てや其結果徒らに民財を徴し併せて豫算上他の必要事業の費用を奪ふや知るべき耳殊に北地の如きは氷雪の候戶外の業を障けらる慮らざんばある可らざるなり

又人員費に就て之を觀るに某省の如きは明治三十三年度以降外國人傭入の爲め年々俸給の請求を爲し實際之を傭入せず、三十九年度に至り始めて適任者を得たりしとし三十九年四月一日以降四箇年に亘る豫算外國庫の負擔と爲るべき契約を爲すの必要ありとし議會の協賛を得復た之が傭入を爲さず終に八千五百餘圓の不用額を生ぜし實例あり、是れ不熟の計畫に依り請求を爲すより生ずる弊の一好例なりと云ふを得べし、其他陸軍演習費の如きは多額の繰越金あるに拘はらず不必要なる金高を請求するの例に乏しからず、則ち明治三十九年度の如きは百五萬五千餘圓の前年度繰越あるに拘はらず豫算に於て百四十五萬餘圓を請求し

第一章 豫算の編製及執行 第十四節 豫算の基礎確實ならざるの弊害 第二目 豫算の基礎確實ならざるの原因及結果 三〇



現豫算は二百五十萬六千餘圓となり仕拂命令済額は七十四萬三千餘萬圓に止まり約豫算額と同一なる百四十五萬餘圓の翌年度繰越額を生じ三十一萬二千餘萬圓は全く不用額となれり

又單位若くは單價の選擇を誤るが如きは豫算の要素既に其精を失ふ焉。之全部の完きを得んや、甲乙費途の間甚しき過不及を生じ當局大に其處置に苦み不足の費目に於ては事業衰退して舉らず、過剩ある費目に於ては濫用浪費を促し甚しきに至りては仲人を介し後者より虚偽の支出をなし以て竊かに前者の缺を補はんと欲するの弊を生ずるなきを保せざるなり。蓋し斯の如きは千百の場合中時に或は已む事を得ざるものなきに非るべしと雖も固より豫算執行の道に非ざるなり、然るに其基礎の確實ならざる亦焉。之を促がすの一因たらざるを得ん哉

又現時の豫算編製は専ら二十二年閣令十九號豫定經費算出概則に依ると雖も今哉甲年度の決算は丁年度の豫算と共に議會に提出することを得べきに依り丁年度の豫算の編製査定は甲年度の決算に参考すること容易にして専ら最近支出の實績に就き編製査定することを得べく所謂豫算決算の聯絡を採るに難からず

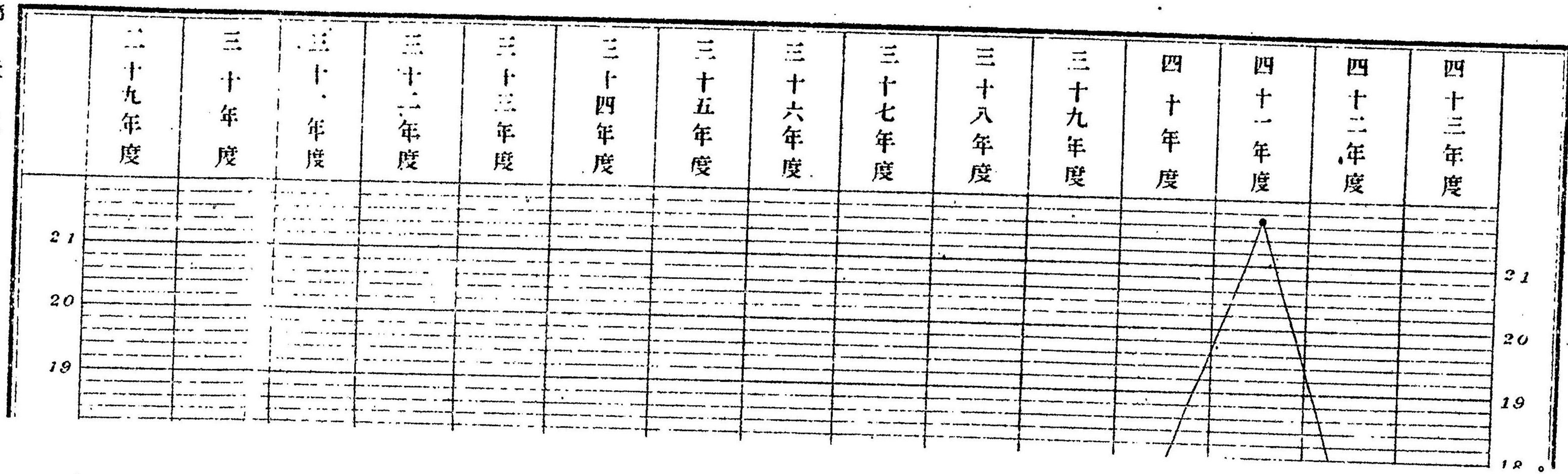
單位の選  
擇は最も  
精密なる  
を要す

決算を豫  
算編製及  
し査定す  
るの基礎  
を要す

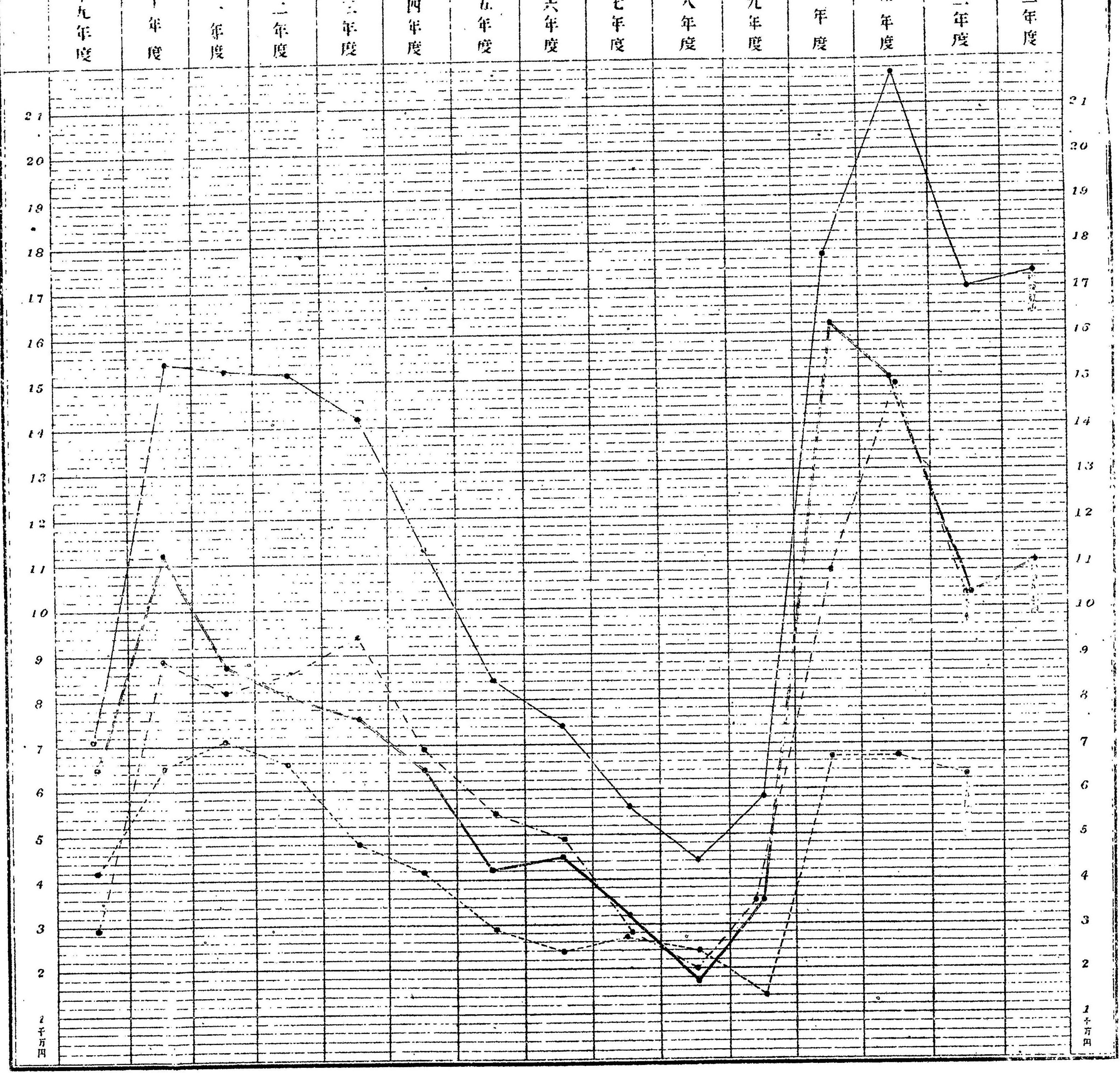


繼 續 費 累 年 統 計 圖

第一表ノ二









補充科目  
の弊

行政立法の兩府須らく進んで決算を利用すべし果して然らば豫算正確なるを得  
百弊其半ばを散じ國費の減少を來す蓋し鮮少に非ざるべし

第三目 豫算の不實なるより生じ得べき弊

茲に又或費途の爲め公然相當の金額を請求するときは其額頗る巨額に達し世  
人の視聽を驚かすの虞あるに當り偶々當該費途が補充科目たるを奇貨とし殊更  
に其額を少にし竊かに他口補充を受くるを期し以て世人の注意を避んとするの  
情なきを得ず是れ人情の弱點にして事の實際に當る者の動もすれば陥り易きの  
弊なるを以て平居不息の注意をなし大に警戒する所なくんばある可らず然るに  
又特に人目を惹く者は豫算編製の當時既に追加要求を期し殊更に其提出を避る  
の弊なしとせず抑々追加豫算なる者は天變地殃等避く可らざる費途の爲め萬已  
むを得ざる場合に於て甫めて提出すべきものにして前陳の如きは濫用の極と云  
はざるを得ず殊に甚しきは或事業の爲め當初比較的に小額を請求し以て事の完  
成すべきを揚言し其半ば成るに及んで半成の業全滅に歸すべきを理由とし強て  
増額を請求するの弊なしとせず又或は經費の請求に際し所謂駈引なるものを用

第二章 豫算の編製及執行 第十四節 豫算の基礎正確を缺くの弊害 第二目 豫算の基礎確實 五三  
ならざるの原因及結果 第三目 豫算の不實なるより生じ得べき弊



ひ故意狡猾の所爲なきを保せず斯の如きは固より恕す可きに非ずと雖も是等は畢竟豫算算出の基礎明確ならず經費請求の不實なるより生じ得べきの弊害にして立法行政部が監督に留意せざる所の結果なり

茲に又實際に於て數多生じ易きの弊害あり何ぞや彼の旅費給料の支給の如きは是なり今旅費に就て之を論ぜんに旅行計畫の精密ならざると支出を慎むの精神薄弱なるとの爲に里程に長短を生じ舟車馬賃の割引割増及滯留出張の日數等の申報實地と符合せず甚しきに至りては出張の事實なきに旅費日當の支出を見るなしとせず而して一旦出張を命じ旅費日當を支給し數日の後其命令を取消し而かも其返納を見る數閱月の後にある亦絶無と云ふを得ず元來一國の政務は活物にして事情の變更生じ易く時に或は斯の如きの變状を見るの已を得ざるものなるとせず其所謂動て以て己が爲にせざる者に對しては將に寛恕に従て文法に拘はるなきを要する場合なきを得ずと雖も前記の如きは其間豈に個中の消息なしとするを得んや給料を以て之を論ずれば使用人に對し就務時間の増加なきに割増を支給し甚しきに至りては實際の使用なきに虚偽の名義を設け空に給料の

旅費に就ての弊

給料に就ての弊

支出を試むる者なきを保せず是れ坊間に所謂出面を盗むものと何ぞ選ばん斯の如くして俸給、雇員給等豫算上の人員と相伴はず多數の差違を生ずるものなしとせず

以上陳述する所のものは一見瑣事に似たりと雖も天下は廣大にして局面は繁多なり小善は積て大善となり小害は積て大害となる其始を慎み小心翼翼以て事に當らずんば夫れ將た何を以て乎其終を全ふするを得ん苟も職に財政の執行監督に在る者豈に輕々之を看過するを得ん哉須らく日に三省し以て大に戒むべきなり

#### 第四目 剩餘金の濫用

豫算剩餘金の濫用亦大に戒むべきものあり抑々歳計の剩餘は之を國庫に納入すべきは自然の條理にして又明かに法の命ずる所なり即ち我會計法第二十條は各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るべしと規定す而して會計官は國家が己れに委嘱せし所の資金の出納は固より之を荷もすべしに非ず仕拂命令官亦濫りに其權能を用ゆることを得ざるなり其命令を



買入品の

償み出納を重じ委嘱せられたる資金は最も有効に之を使用し而かも剰餘を積み  
て之を國庫に納入するは命令官及會計官當然の職務にして、又名譽とすべき所な  
り、然るに志國家に忠ならず只管人情の弱點に趨せ精神流通、士氣通達せず剰餘あ  
るときは大に之を愛惜し年度の末期に切迫し巨額の物品を購入し之を次年度に  
繰越して其使用に充當し隠然年度の分界を紊亂し、尙且つ經費の請求を取て、次  
年度に於ける同質同種の物品の購入に便し儉安是れ事とし全局に通ずるの達觀  
を缺き剰餘金たるを得べき金額を、蓋然年度内に拂切らんとし或は購入物品の精  
粗を選ぶに暇なく甚しきに至りては不急不用の物品を購入し而かも價格其の當  
を得ず、或は不急の出張諸給與の濫給又は不用の業務を營むなきを保せざるなり、  
是等は皆其始めを償み豫算の基礎をして確實ならしめば乘すべきの間隙なくし  
て大に減少すべく又は全く其跡を收むるの弊害なり、又其本既に固く加ふるに全  
般に向て嚴密なる監督を行ふときは各廳と共通し割據重複不經濟の費用を避る  
を得べきや疑を容れざるなり、斯の如き弊害は只に各廳經常の費用に止まらず、臨  
時土木工事の費用に於ても亦免れ能はざる所のものなり、當局の注意を要する固

豫期の相

より多辯を要せず

右の外累年の剰餘を以て數年に渉る事業を經營し結局多大の損失を生ずるこ  
となしとせず、例へば甲年度に蒸氣釜、乙年度に機關、丙年度に機械を購入し丁年度  
に機械室を建築せんとするが如きことは是なり、是れ蓋し新事業の爲め別に國庫に  
費用を求めず節約の結果を積み漸次其業の完成を期せんとするの意に出るもの  
にして一見甚だ好すべきものあるに似たりと雖も、方今日新の世昨の是にして今  
の非なるもの多きは殆ど免れざる所の勢なり故に前年度の購入品は後年度に於  
て既に陳腐に屬し復た用ゆ可らず前後の購買施設首尾相合ふを得ずして善良な  
る希望も遂に其終を全ふする能はず却て徒費となるの虞なしとせず、剰餘は則ち  
之を剰餘とし成規に隨ひ國庫に納入し以て會計官たるの職を盡し國家必要の費  
用は相應の計畫を立て公々然として之を請求し以て輔弼の任を盡すべし何の憚  
かる所か之あらん、又は或種の注文品の如きは或は局量不足の製造所に注文し數  
年を経ると雖も其品物出來せず隨て其引渡を受る能はず、而して其代價の如きは  
一部若くは全部既に之を交付しあるの場合なしとせず、抑々財政の事たる其關す

前年度の弊



る所甚だ廣し一斑を窺ふて全豹を忘れず其違算なきを期せざる可らざるなり

### 第五目 結論

以上陳述する所のものは皆豫算に不利を生じ、或は徒らに民財を徴するの因となり、或は大藏省證券の發行を促がし利子の損失となり、又は市場の不利となる等直接間接の損害擧て數ふ可らず、之を大にしては國庫及市場の消長と國民の負擔とに關し、之を小にしては豫算執行の難易に係る豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

## 第十五節 行政部内に於ける會計事務監督の

### 不備

#### 第一目 近年の實況

豫算の編製に正確を缺き其執行に用意周到ならざるより生ずる諸般の弊害は前數節に於て粗々述ぶる所の如し、既に之ありとせば其弊根を斷ち又は少くとも之を輕減する方法を講ぜざるを得ず、宜しく行政部内に於て豫算の執行會計の事務に關する監督機關を設け、緩急を計り經費の要求を節し併せて經費の濫用を

戒め豫算の目的を誤らざるに力めざる可らず、抑々行政を刷新し其敏活を企畫せんと欲せば官紀を振肅し官吏をして職務に忠實ならしむべく官紀を振肅し官吏の職務に忠實なるを期せんと欲せば上司の下班に對する監督を森嚴ならしめざる可らず、是れ他なし官廳事務の張弛は官吏の行爲に基くものあればなり、近年各應に於ける財務の事蹟に就て之を觀るに毎年度の決算報告書に顯はる所豈に遺憾なしとするを得んや、經費の濫用、當務官吏の私曲一二に止まらず、物品の購入亂雜に流れ、其會計法規に反する者少しとせず、而して工事の經營に精ならずして不當の費用を支出し、出來形仕様に適合せざるものありて粗造の成績頻々として顯はれ、旅費の如きも出張の事實なきに其支拂を見ること往々にして是あり、甚しきに至りては使用の人員なきに給料の支拂あるものありて懲戒裁判を煩はしたるの例少なしとせず、其他の瑣事復た言を須ひず、此等の諸弊は内に於て大に戒め大に豫防する所なくんば外議會の發言權を抑制し地方の敗政を整ふるも禍蕭牆の肉に起り國庫に損失を與ふると同時に大に國家の威信に關係することなしとせず豈に戒めざる可ん哉



第二目 監督の方法

夫れ上司には下班を監督するの責あるは固より言を竣たず然るに方法其宜を得ざらん乎管に之が効果を收むる能はざるのみならず遂に上司をして其職責を誤らしむるの虞なしとせず。果して然らば各省長官は其部下に對し實地監督を勵行して非違を正し不當の處置を抑制し之を未然に阻遏するの道を講じ財政の鞏固と會計事務の進歩とを圖らざるを得ざるや論なき耳。陸海軍の如きは既に檢閲の制度ありて各團體官衙等の軍務を檢閲す是れ實地監督の一手段なりとす。他の行政廳に在ては該檢閲制度とは固より其組織方法を異ならしむるの必要あるべしと雖も新たに一種有効なる實地監督の制度を設くるの必要あるを疑はず。即ち中央官廳中に一組織を設け定期又は臨時に隸屬官廳を臨檢せしめ財務の緩急を查察し經營の當否を監査し、根底と枝葉とに於て監督を嚴にし併せて官吏の行爲を視察し、苟も不當のことあれば忌憚なく之を指摘して長官に報告するの制を行へば職務上の状態を整飾し刀筆の小より計畫の大に及ぼし精神發揚して緩急順序其宜を得豫算の基礎大に定まり復た既説の如き諸弊を見ざるに至るや疑を容

れず

第三目 外國の事例

今之を外國の事例に徴するに獨逸は郵便電信事務に關し監査制度を設け、佛國は大藏省に監査官を置き之をして時に各地方に派出せしむるが如き皆此目的に出づ。蓋し各省長官は其主管各廳の事務及官吏の行動を監査するは當然のことに屬し方今と雖も之を實行せざるに非ずと雖も、之を既往の實蹟に考ふるに未だ以て充分の効果を認むるを得ず且つ又臨時に吏員を派して隨時の視察を爲すと常置の監督機關は大に方今の缺を補ふや疑を容れざるなり

第二章 決算

第一節 總論

決算は豫算執行の結果を證明するものなるを以て豫算の施行後之が整理を爲したる曉に非ざれば其實績を擧ぐる能はざるは勿論なり然りと雖も敏捷確實な



る方法順序を設け可成其整理を速かにし、一方には豫算執行の責任者たる國務大臣の責任を明かにし一方には既往年度豫算執行の事蹟に徴し現に進行中に係る豫算の執行上に注意若くは改良を促がすべきものあらば其方法を講じ又後年度豫算の編製若くは議決上有力なる材料を供給せざる可らず、而して立法院に於ては之を見其相當年度の豫算に對して其結果如何斯の如き結果なれば次年度の豫算は果して當を得たる哉否やに注意し決算を前後兩様に利用することを得豈に是れ至便の器具たらざらんや

## 第二節 決算の發表は可成速なるを要す

### 第一目 締切り期限

本邦の會計年度は甲年の四月一日に始まり乙年の三月三十一日に終はると雖も該年度に屬する歳入歳出に係る出納事務の整理を結了せしむる爲に乙年度の十一月末日迄の餘地を與へあり、即ち其間八ヶ月の餘地を存す此期間を専門的に名けて歳計の整理期限と云ふ、而して此期限は歳計全體の整理期間なるを以て、國

家の歳計簿は此期間終了の末日に於て締切らざる可らず、是れ會計法第一條第二項に於て

一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

と規定し又會計規則第一百條に於て

各年度經過後七箇月の末日に於て大藏大臣は會計検査官立會の上にて大藏省に備へたる主計簿を締切るべし

と規定せる所以なり、夫れ主計簿は總決算及各特別會計決算の唯一の材料とも云ふべきものなるを以て其締切にして完全無缺なるときは締切額即ち決算額ならざる可らず、若し夫れ締切後種々の異動を生じ爲に締切額即ち決算額たるを得ざるが如き場合ありとせば締切の功用全きを得ずして會計法第一法第二項の精神は行はれず歳計の整理上只に取締は破壊せらるゝのみならず延て決算をして遷延せしむるの原因となる、事小なるが如くにして小ならず行政當局者の大に注意すべき事項に屬す



### 第二目 整理期の短縮

我邦の現況を察するに歳計整理期間の末日に於ける主計簿の締切は年一年に好結果を告げ今や殆ど完全の域に達せんとす然れども歳計の整理期間として七箇月の餘地を存するは運輸交通の機關稍々發達せる今日に於ては長きに失するの成なき能はず今歳機既に熟す正に之を短縮する方法を講究し一層決算の速成を期せざる可らざるなり惟ふに今日の出納及決算制度の下に於ても歳計の整理期間を六箇月以内に短縮するは敢て難事に非ざるべし歳計の整理期間を短縮すると同時に其最終期日を標準として出納及決算に關する總ての期限を短縮するを要するは論を俟ざるなり

### 第三節 最終の目的

#### 第一目 近年の進歩

前陳の如く歳計の整理期間を短縮し決算の速成を期するは敢て難事にあらず又財政上の一進歩たるに相違なしと雖も吾人最終の目的は未だ之を以て達せり

とするを得ず吾人最終の目的は甲年度の決算が議會に提出せらるゝは丁年度の豫算案が議會に提出せらるゝと同一時期なるべしとする現行の制度に尙ほ一層の改良を加へ甲年度の決算は之を丙年度の豫算案と同時に議會に提出するを得るに至らしむるにあり然りと雖も是れ容易の業に非ずして急劇に其成功を望む可らず先づ一步は一步より進み經驗と熟練とを重ね遂に其目的點に達するを希望して止まざるなり抑々我邦に於て甲年度の決算を丁年度の豫算案と同時期に提出するを得るに至りたるは既に一大進歩と云はざるを得ず  
今試みに二十四年度以前の實況を見るに決算の發表最も後れたるは年度後四年八箇月にして最も速かなるも尙ほ三年一箇月なり廿四年度以降は漸やく面目を改め左の如き實況を示す

### 第三十六表

年 度	内閣より議會に提出年月	年度経過より提出までの年月	記 事
明治廿四年度決算	明治廿七年五月	二年二ヶ月	議會解散の爲め遷延
全廿五年度決算	全廿八年二月	一年十一ヶ月	



全廿六年度決算	全廿九年度決算	全廿七年度決算	全三十五年度決算	全廿八年度決算	全三十一年度決算	全廿九年度決算	全三十二年度決算	全三十年度決算	全卅三年度決算	全卅一年度決算	全卅四年度決算	全卅二年度決算	全卅五年度決算	全卅三年度決算	全卅四年度決算	全卅五年度決算	全卅六年度決算	全卅七年度決算	全卅八年度決算	全卅九年度決算	全四十年度決算	全四十三年度決算	
全廿九年二月	全廿九年五月	全三十五年五月	全三十二年二月	全三十一年五月	全卅三年一月	全卅四年二月	全卅五年一月	全卅五年一月	全卅五年十二月	全卅八年一月	全卅八年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月	全卅九年一月
一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月	一年十一月
議會解散の爲め遷延																							

全四十年度決算 全四十三年度決算 一年十一月

由之觀之明治二十三年以後にありては決算の發表は既に一大進歩にして英國を除き文明各國に對して敢て遜色なきの程度に達せり既に此程度に達するを得たり尙ほ一步を進めて英國にも劣らざるの進歩を爲し得ざるの理由なし元來英國の議會は丙年度の豫算を討議するときに甲年度の決算英國の決算は伊國の如き純然たる現計決算に非ずを接授する順序となり居れり殊に開會の始に接受し會計調査報告書と共に直に決算調査委員會議に附し又丙年豫算決定上有力なる材料に供せらるる決算を輕視せずして之を利用するの巧みなる感服の至りに堪へず本邦に於ても今一層決算調査の時期を早め検査報告と共に之を豫算の編製及査定に參考に供せば所謂豫算と決算との聯絡を保つを得豫算の正確を得る上に於て多大の利益を得庶幾くは第十四節に論ずるが如き諸弊を防ぐに足らん是れ吾人が本節に於て其冀望と方法とを論ずる所以なり

第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同時期に議會に提出するを得るの方法

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同時期に議會に提出するを得るの方法 五七



我邦現行の制度に據れば甲年度の決算は議會に於て丁年度の豫算案を議する時に之を議會に提出するを得るの運に至り敢て甚しく人後に立つものと云ふを得ずと雖も今之に尙ほ一層の改良を加へて以て甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時に議會に提出するを得る方法を案ずれば大略左の如くなるべし

第一 甲會計年度所屬の歳入歳出の出納に係る事務を乙年度八月末日(出來得べくば七月末日)迄に悉皆完結せしむること隨て大藏省設備の主計簿も亦同日に會計検査官立會の上に締切ること

右整理期間五ヶ月の間に於て金庫が甲年度所屬の歳入歳出を出納する期限(乙年度六月と假定す)又仕拂命令官が甲年度内即ち三月末日迄に仕拂の義務を負ひたる経費を支出せんが爲に甲年度所屬として仕拂命令を發行し得る期限(乙年度五月末日と假定す)を適宜に定むること

或は言はん斯く歳計の整理期限を短縮するに事實非常の困難なりと然れども凡そ物の整理期限は同一の結果を得て或は一定の都合迄は伸縮し得べきものなり吾人の希望する短縮は現行の制度に比し表面上最終の期限に於て四箇月を短

縮は事  
あり

縮するが如しと雖も其實三箇月なり何となれば會計法第一條第二項の期限即ち乙年度十一月末日は會計規則第三條金庫出納期限を改正して一箇月を短縮せざる以前に定められたる期限なればなり金庫出納期限にして既に一箇月に短縮せられたる以上は會計法第一條第二項の期限も亦其當時に於て一箇月短縮せられて差支なかりしものと視て可なり况はんや従前は年度科目所管廳等の誤謬は金庫出納期限後と雖も之が訂正を金庫に於て受理するの制なりしも今日は之を廢止せるに於てをや

第二 第一の如く主計簿締切を乙年度八月末日となす以上は各省決算報告書を大藏省へ提出する期限は乙年度八月末日とし總決算及各省決算報告書を内閣より會計検査院に廻付すべき期限を九月末日と定むることを要す現行の制に依れば各省決算報告書の大藏省へ提出期限は勅令會計規則第五十二條の規定ありと雖も總決算及各省決算報告書を検査確定の爲め内閣より會計検査院に廻付すべき期限に就ては何等規定する所なし是れ會計法及會計規則發布の當時に於ては或は事情の止を得ざるものありしに由るべしと雖も數年の實

野算書提  
出に保る  
定改規  
を要す

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同時に議會に提出するを得るの方法 五九



決算の精神を以て  
形式に拘束されず  
實質に於ては  
好材料を以て  
編製するに  
在り

驗を重ねたる今日に於ては最早之を規定して嚴守するを當然なりと信ず、論者或は云はん總決算及各省決算報告書の會計検査院に於ける検査は單に形式上に止まり、實質上の検査は歳入にありては歳入を徴收する官吏の證明歳出にありては仕拂命令官の證明によるを以て總決算及各省決算を會計検査院に廻付するの遲速は重要な問題に非ず、要は只通例十二月中旬に召集せらるゝ議會の開會中に提出するに差支なき時期に於て之を會計検査院へ廻付すれば可なりと然れども是れ皮相の見たるを免かれず、今實地の經驗に依るに會計検査院に於て國費を検査確定するに當り實質上重要な問題は却て總決算及各省決算報告書其物に就て多々發見せらるる豫算の編製適當ならざりしが爲め其執行上に起りし所の種々の批難事項の如き將來豫算の編製をして適實ならしむるの好材料となるべきものは豫算の規程に屬する問題又は財政上の得失問題等は豫算執行上全體の結果を表する所の總決算及各省決算報告書に依るに非ざれば之を提出査定する能はず、要するに會計検査院が總決算及各省決算報告書に就き検査上精神を營すべきは寧ろ其實質にありて形式に非ず、隨て検査上多くの日數を要するは止を得ざるな

り、況んや其形式上に係る検査の手續も亦容易ならざるに於てをや

第三 會計検査院に計算説明の義務ある官吏即ち支拂命令官歳入を徴入する

官吏及出納官吏より該院へ提出する計算書の調製期限及送付期限は會計検査院之を規定すること

各種出納官吏の計算書調製期間及送付期限は何れも會計規則に夫々規定する所ありと雖も、多年の經驗上實際の便宜に適せざるもの少なからず、是等は國務の執行の便宜の爲め適當の調製期間及送付期限を定むるを可とす、歳入を徴收する官吏より提出する計算書の如き亦然り、抑々該計算書は年度經過後五箇月以内に會計検査院に提出するの規定なるも仕拂命令官より提出する支出計算書と同じく毎月一回之を調製し提出せしむるを以て便宜とす、會計検査院亦之を不便とせざるべし、而して其提出者に取りても亦便利ならん何となれば歳入を徴收する官吏が其徴收したる歳入の報告を主務の上司に提出するは毎月一回の制なるを以て、同一の計算に基づき上司に對する報告書と會計検査院に證明する計算書とを作成するを得ればなり、斯く雙方の便宜を計ると同時に検査の進行をして實際の

計算書調製  
期及送附

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同時期に議會に提出するを得るの方法 六三



収入支出の進行と可成近接せしむるの方針を採るは決算の發表を速かにするの手段として最も必要なるを信ず

**第四** 第一第二の方法行はるゝものとして茲に最も困難にして會計検査院主として其責任を負はざる可らざるものは第四の方法なり、即ち該院の検査の進行は大速力を加ふべきこと

從來の實跡に依れば近年多少の進歩ありと雖も甲年度の總決算及各省決算報告書は丙年度の六月乃至八月の間に於て内閣より検査院に廻付し同院に於て之れが検査確定を爲し、検査報告書を添付し内閣へ返付するは丙年度の十二月中旬にあり、故に甲年度の歳入歳出は甲年度後二十一個月目に會計検査院の検査確定する所となる即ち左表の如し

第三十七表

年 度	内閣より検査院へ甲年度 決算廻付年月日	全上検査院より内閣へ 返付年月日
明治廿四年度	廿六年七月三日	全年十二月十六日
全 廿五年度	廿七年七月十七日	全年十二月廿五日

全 廿六年度	廿八年六月二十四日	全年十二月廿八日
全 廿七年度	廿九年七月一日	全年十二月廿六日
全 廿八年度	三十年七月六日	全年十二月廿八日
全 廿九年度	卅一年八月三日	全年十二月廿六日
全 三十年度	卅二年七月十四日	全年十二月五日
全 卅一年度	卅三年六月廿三日	全年十二月三日
全 卅二年度	卅四年七月三日	全年十一月十九日
全 卅三年度	卅五年六月二日	全年十月廿七日
全 卅四年度	卅六年六月廿四日	全年十月十日
全 卅五年度	卅七年七月六日	全年十月三日
全 卅六年度	卅八年七月十四日	全年十月十一日
全 卅七年度	卅九年八月二日	全年十月二十四日
全 卅八年度	四十年八月廿八日	全年十一月一日
全 卅九年度	四十一年九月十一日	全年十一月十三日



全 四十年 四十二年九月九日 全年十月十六日

查

然るに吾人は甲年度の決算は丙年度の豫算案と同時期に議會に提出せられんことを望むが故に晚くも乙年度の十二月末日迄に即ち年度後九箇月目に之が検査確定を爲すを要す。斯くするときは検査確定の期限は従前に比し十二箇月を早めることとなり非常の激變と云はざるを得ず然れども事實爲し得可らざる事に非ざるなり。尤も之が爲め多少吏員の増加を要し行政監督の効力を増し委託検査の範圍を擴張し尙ほ一層検査の手續を簡略にする等大に考慮を要するは論を俟ざるなり

#### 第四節 官有物會計の監督

##### 第一目 監督方法の不備

##### 會計検査法第十二條に

會計検査院は官金の收支官有物及國債に係る計算を検査確定して會計を監督

法規の圖

と規定し又同法第十三條に會計検査院の検査を要する項目を定むること左の如し

##### 一 總決算

二 各官廳及官立諸營造の收支及官有物に関する決算三四は略す

由是觀之官有物に関する計算は會計検査院の検査確定を要するは既に法律上に明かなり又院法第十四條には

會計検査院は憲法第七十二條に依り決算を検査確定すると同時に左の諸項に付報告書を作るべし

一 總決算及各省決算報告書の金額と各出納官吏の提出したる計算書の金額と符合するや否や

二 歳入の賦課徴收歳出の使用官有物の得有沽賣讓與及利用は各其の豫算の規程又は法律勅令に違ふことなきや否や

三 豫算超過又は豫算外の支出にして議會の承諾を受けざるものなきや否や

第二章 決算 第四節 官有物會計の監督 第一目 監督方法の不備

查



決算に關する法規の缺點

と規定し、會計検査院が決算を検査して以て確定する所の事項の過半は右の諸項（外に尙ほ種々の不當事項、不經濟事項等あり）に屬す、即ち官有物の得有、沽賣讓與及利用に關し、會計検査院をして検査確定をなさしむるの精神は既に憲法及會計検査院法に於て明か、規定せらるゝ所なり、然るに此精神を實行する方法手續に至りては殆ど其規定あるなし。夫れ國家の資産は金錢及物件の二種に分る、而して物件は更に之を動産、不動産の二類に分つを得べし、其金錢及動産の會計に關しては會計法及會計規則のあるありて之が整理及監督の方法略々備はり、其動産の會計に關しては特に物品會計規則、海陸軍兵備品會計規則等の設定ありて稍々人意を強ふするに足るものありと雖も、不動産の管理及監督の方法は頗る不完全たるを免かれず、殊に其監督の方法に於ても最も然りとす、不動産即ち官有財産の會計監督方法としては官有財産管理規則に於て各省大臣をして官有財産目録及其増減異同報告書を調製して帝國議會に報告せしむるの規定ありと雖も、其外何等監督方法の定まるなし。

第二目 前記の不備より生ずる缺點

是を以て現行制度の下に於て會計検査院が院法第十四條の命ずる官有物の得有、沽賣讓與及利用に關し、検査確定を爲す方法は官有物其物の計算、官有財産の計算は検査の爲め提出せられず、に依るに非ずして、官有財産の得有、沽賣讓與及利用の結果が歳入の決算若くは歳出の決算上に顯出する場合に初めて之が是非を審議するの外なし。然るに是等の結果は必ずしも歳入若くは歳出の決算上に顯出するものに非ず、例へば代價を徴收して官有財産を離權したる場合は、其代價は歳入となりて決算上に顯はるゝも、無代價にて離權する場合は、歳入決算上に顯はれず、又代價を拂ふて官有財産を得有する場合は、歳出の決算上に顯はるゝも、無代價にて得有する場合は、歳出決算上に顯はれず、又高價なる官有財産を低價なる民有財産と交換したる場合の如きは、必ずしも高價なるものと低價なるものとの場合に限らず、歳入歳出何れの決算上にも顯はれず、故に如何なるものが離權せられたるや、如何なる不法如何なる不當事項の實在するや、之を知るの途なく、隨て官有物の離權の當否を検査確定するに由なし、是等の類例は弊害の生じ易き官有財産の得有處分及利用上に於ては往々あり得べき所なり、而して是等は何れも歳入決算上



に類はれずして院法第十四條の検査確定報告事項より脱出するものなり、是れ會計監督上立法の不備と云はずんばある可からず、官有財産の管理及監督の方法に就ては大に考慮を要すべきものあるは勿論なりと雖も、其監督上差向き必要にして且つ容易なる方法は彼の各省大臣より帝國議會に報告する官有財産目録及其増減異同報告書は總て會計検査院の検査を経て之を帝國議會に提出すべきものと規定し、以て此會計監督上一日も捨置く可らざるの缺點を補はんこと希望に堪へざるなり

### 第五節 會計検査院の組織権限

帝國憲法は其第七十二條に

國家の歳入歳入の決算は會計検査院之を検査確定し、政府は其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし

と命令し、又會計検査院法第一條は

會計検査院は天皇に直隸し國務大臣に對し特立の地位を有す

法規の關  
係

簡便法

と規定し、而して同法第十二條は

會計検査院は官金の收支官有物及國債に關する計算を検査確定して會計を監督す

と規定す

由之觀之會計検査院は其職權内に附せられたる諸般の會計に對し其結果に就き獨立絶對の責任を以て之が検査を爲し之が是非得失を確定する所の監督機關なり、該監督機關を組織する者を會計検査官と云ふ院長部長及検査官即ち是なり而して會計検査官は刑事裁判若しくは懲戒裁判に依るに非ざれば其意に反して退官轉官又は非職を命ぜらるゝことなく所謂終身官にして世人動もすれば之を目して一閑職と爲す蓋し誤れり、焉ぞ知らん職に監督の任に在る者は忠實の精神を有し恒居不息の注意を爲し時に剛毅果斷の行爲に出るの要あるを、抑々該法の目的は會計検査官をして獨立の責任を以て剛直に誠實に熱心に活潑に其事務に従事するを得しむるに在り、換言すれば會計検査院の執務の剛直、誠實、熱心、活潑を保障するに在りて其奉職の永續を保護するに非ざるなり、而して法律は検査官を



終身官とすると同時に身體若くは精神の衰弱に依り職務に堪へざる者に對しては退官議決を爲すの規定を設く其用意周到にして緩急の便ある斯の如し國家が會計事務に重きを置き其監督の最終機關に留意する實に厚しと云ふべし

### 第六節 決算の系統

#### 第一目 總論

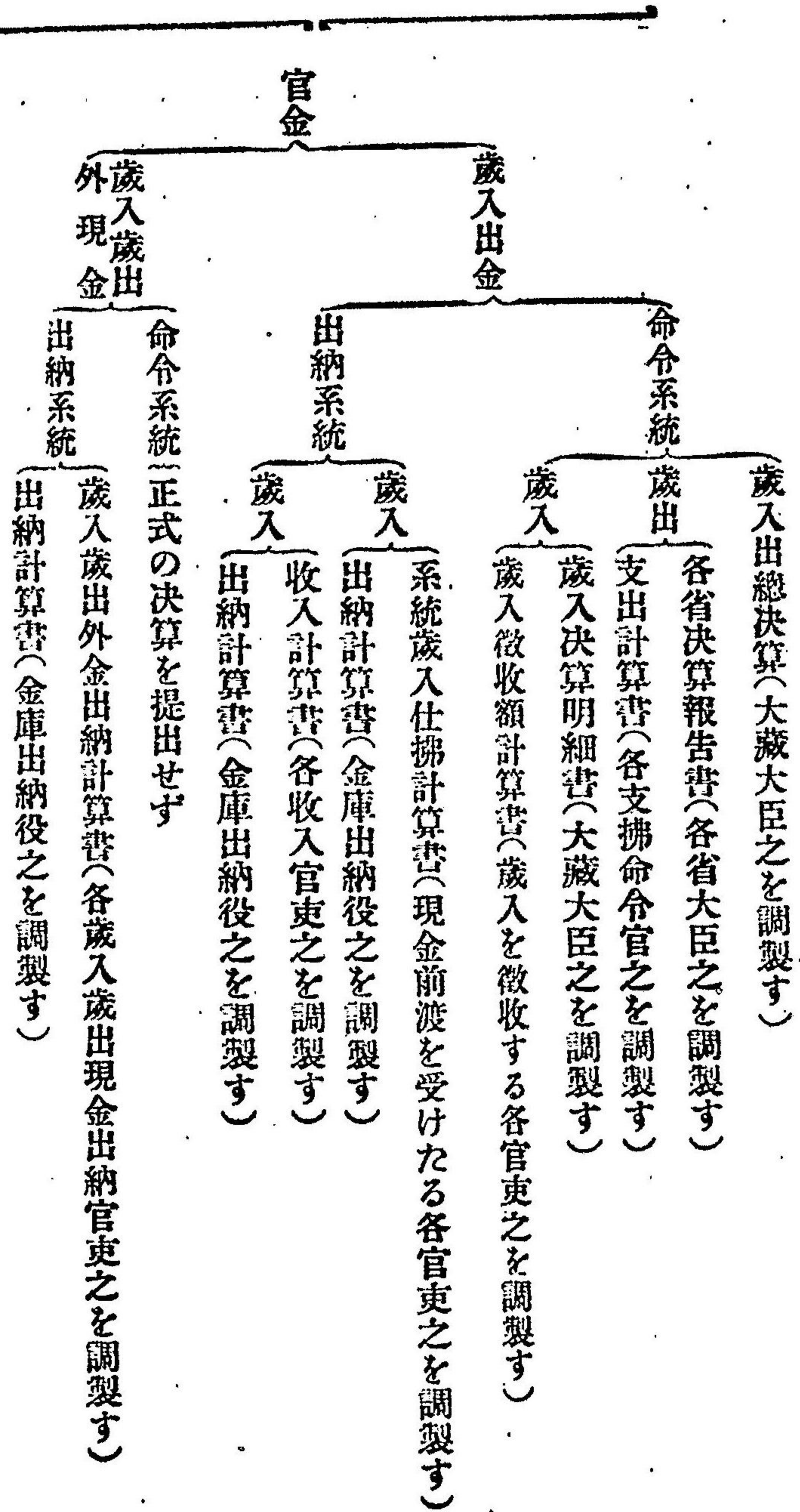
抑々決算は二種の系統上より發生す、二種とは何ぞ哉曰く

#### 第一 命令系統

#### 第二 出納系統

是なり

命令系統とは官金に就て之を云はゞ現金を取扱はず國庫に向て現金の支拂を命令し若くは國庫に向て現金の納付を命令するものを云ひ、出納系統とは現金の保管出納を爲すものを云ふ、今此兩系統より提出せらるゝ所の計算は官金の部にありては左の如し



右の外特別會計の決算官有物の決算等に就ては之を略す

#### 第二目 命令系統



命令系統の決算に對しては會計検査院は會計に關する諸般の法規は遵守せられたるや否や、豫算の規定に違ふことなきや否や、假令法規に違反せざるも行政院として適當ならざることを爲したるものなきや否や、濫費なきや否や、損失を豫防せず或は避け得べき損失を避くるの注意を缺きたることなきや否や、契約違の支出なきや否や、國庫に不利なる契約を爲したることなきや否や、等要するに計數の正確如何、法規の適用如何、豫算の規程如何、財務の當否利害如何、經濟上の得失如何等廣く會計上に觀察を下し諸般の證憑書を審査し事の明瞭なるものに對しては直に院の意思を決定し、事の不明なるものは支拂命令官に又は歳入を徵收する官吏に審理書を發し其答辯を求め或は國務大臣其他の當局者に質問を發し其辨明を以て事の明瞭に歸したる後之に對する院の意思を決定し各種の決算を檢査確定す、是れ會計検査院が命令系統の各種の決算に對し爲す所の行動なり其行動の最終の結果は一は院法第十四條の檢査報告と成り、一は同第十五條の檢査成績書と成る

### 第三目 出納系統

會計検査院が出納系統の決算に對し其計算を正當なりと判決したるときは當該出納官吏に對し責任解除狀を交付し正當ならずと判決したるときは辨償の責を免かれざるものとし其旨を本局長官に移牒して處分を爲さしめ償還を終るを待て責任解除狀を交付す、是れ會計検査院が出納系統の決算に對して爲す所の行動にして要するに國庫に對する出納官吏の金錢上の責任を決定するものなり

## 第二編 第一卷 終



第廿一增補版

財政と金融

乾

第二編 第二卷

會計年度  
及國庫



## 第二卷 會計年度及國庫

### 第一章 會計年度

#### 第一節 年度の要義

會計年度は財政の現状を明確ならしめ過去に依りて將來を圖るの便に供し、主として出納整理の爲に設けたるものなり。若し夫れ出納上年度所屬の區分なからしめんか計算或は重複し或は正當の季節を越へ、數年前に屬する出納を後年に於て執行し或は當年の計算數年の後に顯はれ無數の混雜を生ずべし故に國家の出納は年度所屬を定め之を整理せざるを得ず、民間の事業に於ても營業年度を設け其出納を整理して以て決算の便に供す、其比較的簡單なる民間事務に於て尙且つ然り、况や國家出納の廣且つ大なるに於てをや、年度區別の整然たらざるを得ざるや論を俟たず



### 第二節 年度開始に就ての注意

年度區別の必要なる夫れ斯の如し而して其開始の季節に就ても亦大に注意すべきものあり不幸にして用意周到ならず收入少く現金國庫に豊かならず又は歳出殊に多く又は兩者併發するが如き時期に於て年度を開始するときは爲に大蔵省證券の發行を促がし其期限も或は長からざるを得ず果して然らば國庫の不利を醸すは勿論市場亦之が影響を被ることなしとせず是に於て年度の開始は歳入饒多にして歳出急ならざる時期を選ばざる可らず元來年度の開始に當りては前年度の支出未だ其終を告げず當該年度の支出に搦て加へて前年度の支拂を要し金庫に於ては新舊年度の支拂重複するの勢あり歳入も亦多少年度を越ゆる者なきに非ざるべしと雖も是を以て彼に比すれば實に九牛の一毛たるは蓋し普通の實況なりとす年度開始に就き留意せざるを得ざる夫れ斯の如し(金庫出納の整理期限は翌年度六月三十日なり)然りと雖も租税の納期と經費の支出とは單に國庫の都合のみに依り之を定むるを得ず民の時市場の狀況亦大に之を慮らざる可ら

開始に際しては國庫を好むとす

民の時市場の狀況に於ては國庫を好むとす

ず然らずんば徴收又は支出の額少なるも尙ほ或は億兆の疾苦を惹起し或は市場を逼迫せしめ又は盈溢せしむるの虞なしとせず况や其額大なるに於てをや然れども時期其宜を得ば金額稍々大なるも其負擔の情況或は甚だしき困難なきを得ん而して國債元利支拂の如き亦大に注意を要す然るに人生萬事意の如くなる能はず民の時市場の狀況及經費の支出併び進んで其の利便を共にすること能はず一に便ならしめんと欲せば他に利あらず彼を利せんと欲すれば此に害あり以て遺憾なしとするを得ず結局大體利害の輕重に依り事を決せざるを得ざるは浮世の下蓋し已を得ざるの勢なり故に年度區別に注意すると同時に納税者及市場も亦多少忍ぶ所なきを得ず開稅國に於ては其必要比較的に薄しと雖も直稅國に於ては國家全體の爲め時に或は大に忍ばざるを得ざる所のものあり而して市場の情況の如き世の變遷に遭遇し大に其趣を異にすることなきを得ず現に我國金融の如きも輒近一大變動を生ぜり即ち往時は秋期に臨み絹の輸出の爲め金融忙はしく春季より初夏に至りては其廻金の爲め一般に金融の緩漫を告ぐるを通例とせり然るに近來秋期の需用は依然として之を存し綿業發達の爲め春期に



合に於ては決算上に非常の困難を生じ強て變更を遂行せんと欲せば勢ひ臨時歳入を求めざるを得ざるの極に至るなきを保せず故に年度の變更は事苟も國家の大計に關するに非ずんば容易に之を決行すべきに非ざるなり例へば我國方今の年度は四月一日を以て之を開始す今改て之を七月一日より開始せんか改正年度は忽ち六月拂の巨額なる公債利子を引受けざるを得ず是れ固より其豫期せざる所にして其決算に苦しむ哉論を俟たず佛國年度開始の其當を得ざる前記の如しと雖も尙ほ其改正を難んず抑々故あるなり是に於て論鋒を一轉し裏面より之を論じ年度は其儘之を据置き租税の納期及公債利子の如き大なる經費の支出期を改め以て收支を吻合せしむべしと論ずる者あるべしと雖も斯の如きは財政の都合のみを計り思慮他に及ばず所謂民時市情を顧みざるに坐するものにして一考の價なく固より堂に登る能はざるなり

議會召集の期も單に年度開始の爲のみを以て之を定むる能はず議員多數の便否も亦大に慮らざる可らざるなり然りと雖も議員も其名譽ある職務を盡す爲め大に國家の利害を慮り多少の不便は固より之を忍ばざるを得ず斯の如く國家の

議會の召集

事は諸方より種々の要項を積み上げ建築者の所謂競り持方法を以て之を建設し苟も偏重偏輕の跡なきを要し若し夫れ諸要項中不調和の點あらん乎重心忽ち傾き競り持爲に崩壊し屋根となく壁となく盡く墜落して全體の建設地に委するや論を竣たず

茲に又年度開始に就て一の注意を要するものあり何ぞや年度開始の期其宜きを得ざるときは勢ひ年度開始前支出の必要を増加することは是なり年度開始前支出の事は二十二年勅令第九十五號を以て之を規定し遠隔の場所又は外國駐在の領事館又は北地にして氷結の爲め交通を絶つが如き場所に向つて年度開始以前又は氷結以前に現金を送付する必要ある場合に適用するものなり例へば年度の開始が氷結中にあるが如き場合に於ては其前に現金を送付し豫め之に備へざるを得ず然れども年度の開始が其前か後かであれば開始の少し前に現金を送付すれば敢て差支なく徒らに現金を庫中に藏置するの必要を減ず事少にして齒牙に掛るに足らざるが如しと雖も人爲を以て殊更に不便を作爲するは固より策の得たるものに非ず力て之を避けざるを得ざるなり

年度開始前  
の支出



#### 第四節 出納の閉鎖

年度の開始に就き注意を要するは既に第二節に於て陳述せしが如し、而して年度一たび開始せらるゝときは隨て之に屬する出納閉鎖の期なる可からず、今事の大小、本末部局の遠近を問はず、國中一齊に出納を閉鎖するときは終始其序を失ひ完全の整理得て望む可らず、故に法規は能く之を慮り會計法第一條第二項に於て

一 會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

と規定し、以て年度の出納は出納事務の順序、階段を経て順次に之を閉鎖し而かも其最長限は事情の許す限り實際の出納より無用の日子を重ねざるを期す而して會計規則は其第一條及第二條を以て具さに年度所屬の事を規定し其第三條に「毎年度所屬歳入歳出金を金庫に於て出納するは翌年度六月三十日(舊規は七月三十一日)限りとす

と規定し其第四十四條には

各年度に屬する經費を精算して仕拂命令を發するは翌年度五月三十一日(舊規は六月三十日)限りとす

#### 整理期限

と規定して事務の順序に依り漸次出納事務を取纏め翌年度十一月末日を以て悉皆出納を完結すべきを期す法規の順序是に於て稍々備はる年度閉鎖より出納完結に至るまでの期間を學術上號けて整理期限と云ふ、蓋し出納整理の爲め特に若干期間を開設すと云ふに外ならず、故に此期間に新に事を起すの不可なるは論を俟たず、而して期間も亦事情の許す限り短期ならざるを得ず、然りと雖も期限短に失すれば整理の目的を達する能はず、要は長短其宜を制し其目的に副ふにあり、故に整理期限は通信運搬の便等人文の發達に依り短縮し得るの事情を生ぜば進て以て之を短縮するを好しとす、法規年に進歩を呈し多く吾人の望に背かざるは國家の爲に慶賀すべきの現象たり

年度區分に付き注意すべき事凡そ斯の如し、事小なるが如しと雖も深く之を玩味するときは復た以て會計の一要件たるを失はず、豈に輕々看過するを得ん哉



## 第二章 國庫

### 第一節 國庫の主義

#### 第一目 預金主義

國庫の組織は之を大別して預金組織及金庫組織の二種とし其最も發達したる者を預金組織とす。預金組織は英國に於て完全に發達し大に則るべきものあり、此組織の下に於ては政府の収入は總て之を中央銀行の預金とし政府の費用は總て此預金に宛て振出したる切手を以て之を支辨す。英國に於ては此方法充分に發達し、經費の支拂多額に達し政府の引出頻繁にして切手過振となるの場合に於ては應急の策として銀行は直ちに之を支拂ひ同時に大藏省證券を引受け以て政府の預金を増加し、一面に於て當該年度該省證券發行の範圍内に於て政府の財源を作爲し、一面に於ては國庫の振出切手の支拂に應じ敏捷に事を辨じて毫も停滯の患なからしむ。斯の如くなれば通貨長く國庫に埋藏せらるゝことなく國家も亦經費

我國國庫  
組織の發

の支拂に困難を感ずることなし、國庫の組織は結局此法に依らざるを得ざるは論を俟たず、然りと雖も之をして是に至らしむるは金融機關の發達に遺憾なく、安全に如上の職務を盡すを得るに至らざれば固より不可能の事に屬す、一治らざれば二全たからず、豈に努めざる可ん哉、又一たひ金庫主義を行ふときは國債元利金恩給金等も中央銀行宛の小切手を以て支拂ふを得べく其公私の爲に便利なるは勿論金融を益する實に少々に非ざるべし

#### 第二目 金庫主義

金庫組織に於ては國庫金は中央銀行の總裁が金庫出納役として之を取扱ひ國庫金と銀行の資金とは截然之を分ち國庫金は中央銀行に於て其營業部外に特に國庫部を設けて其取扱を爲すものとす、又其より一步を退き國庫金の出納は政府が一行政事務として之を取扱ひ國庫局を置き自ら之に従事する者あり、我國に於ても金庫規則實施以前は大藏省中に出納、金庫の二局ありて前者は國資運轉の事を掌り、後者は實際の出納を掌り、會計法及金庫規則實施以來は國庫の組織一步を進め國庫金は中央銀行の國庫部に於て之が出納保管を掌り、中央金庫、金庫支



金庫の制を立て収入金は之を金庫に納入し收入官吏之を取扱ひ其支出は總て需用に應じて金庫より拂出す事となり各廳の出納の金額を設置することを許さず即ち會計法第十二條第二項に

國務大臣は其所管に屬する收入を國庫に收むべし直に之を使用することを得ず

と規定し又其第十三條に

國務大臣は其所管定額を使用する爲に金庫に向ひて支拂命令を發すべし云々と規定し以て國庫金が各廳に分散し一方に於て多額の現金庫中に睡眠し一方に於て現金缺乏し徒らに大藏省證券を發行するが如き不便利を避るを得たり會計法及金庫規則實施以前に於ては各廳に於て種々の基金を有し且つ三ヶ月分の定額金を國庫より受取り之を其手元に保管せしに由り國庫出納の統一を缺き種々の弊害之より生ぜり會計法は前陳の如く大に此不便を醫し國庫金の出納をして殆ど完全の域に至らしめしと雖も其組織取扱に於て未だ盡さざるものありて尙ほ望望の感なきを得ざるなり將に周圍の状況を改進し百尺竿頭一步を進

我國の現  
行法は  
尙ほ  
改進の  
餘あり

めて英國の如くなるに至れば金庫と市場との關係大に融和することを得復た遺憾なきに至らん實に英國は此點に於ては世界最優等の位地を占むる者にして歐洲大陸及米洲文明國も未だ此域に達せず我現制は例を佛白伊に採るもの少しとせず而して獨逸の如きは諸種の事情ありて今尙ほ特設金櫃を設置すること少しとせど佛國は預金制と金庫制との中間にあり蓋し沿革上事情已を得ざるものあるに由る我國は斯る障害を有せず一躍直ちに預金制に移るは甚だ難からざるべし

米國の沿革

北米合衆國の發達我國に酷似す請ふ一言せん往時米國に於ては合衆國銀行なる者ありて英倫銀行佛蘭西銀行等の如く中央銀行の職分を行ひ國庫金の出納保管亦其職務中に存せり然れども該行は當時大統領ジャクソン氏と有名なる衝突を惹起し大統領は結局該行をして國庫金の取扱を爲さしめず州立銀行を選んで之を爲さしめたり然るに西曆千八百三十七年の恐慌に遭遇し是等の銀行概ね倒産し復た收拾す可らず西曆千八百四十年國庫組織を改めて特立金庫法となし以て今日に及べり然れども嚴然たる金庫組織は市場の調和を保つに便ならず國立銀



行法を以て

大藏大臣は必要に應じ國立銀行を指定し之に國庫金を預入することを得但關稅收入は此限に非ず  
と規定し後西曆千八百六十四年更に其規定を擴張し國立銀行は只に國庫の預入を得るのみならず國庫事務の辨理者となるを得るものとし預金主義に向て數歩を進めたり然りと雖も爾後の發達意外に遲鈍にして今尙ほ金庫主義を基礎とし輒近其不便を論ずる者漸く多を加ふるの勢あり

## 第二節 我國の現行

### 第一目 金庫の種類及其關係

我金庫規則は會計法第三十一條に

政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

とあるに基き明治二十二年勅令第二百十六號を以て發布せらる。同勅令に據れば金庫を

#### 一 中央金庫

#### 二 本金庫

#### 三 支金庫

の三種に分ち中央金庫は日本銀行をして之に當らしめ同勅令第五條に

中央金庫は各地の本金庫を統轄し本金庫は支金庫を總轄す云々

と規定し第六條に

中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納は日本銀行をして取扱はしむ

と規定し以て日本銀行は金庫の統治機關となし同規則第十一條に

日本銀行は中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納に付政府に對し一切の責任を有す

と規定し國庫金の取扱に付ては日本銀行は國家に對し重大なる責任を有す然るに日本銀行が自ら各地に支店を設置して一手に國庫金の取扱を爲すは固より不可能の事に屬す必ず各地の大銀行を選び之をして本金庫たらしめ本金庫も亦其周圍の銀行を選び支金庫とし以て之を統轄せざるを得ず故に地方銀行確實なら



されば現制と雖も國庫金の安全に就き尙ほ寒心すべきものなしとせず然れども現制に於ては銀行の營業資金と國庫金とは截然之を分ち混同するを許さざるを以て中央銀行も頼て以て安ずる所あり然るに今一步を進め以て預金法となさんとせば一般の金融機關に一層の發達を經其基礎亦層一層の確實を加へずんば假令國家は中央銀行の確實に依頼するを得べきも中央銀行は尙ほ未だ安じ能はざるものなしとせず夫れ制度の變更は易く事物の改良は難し難事一たび解ければ制度の變更の如きは實に易々たる耳抑々力を制度に藉り以て事實の改善を促す亦一段たり然れども本問題に關する今日の策は先づ周圍の事實を改善するにあり其源を治めずして末に走るは勞多くして功少く時に或は害なきを保せざるなり然りと雖も預金法の利益大なるは固より疑を容れず速かに其域に達するを望まざんばある可らず

本目を終るに臨み尙ほ一言を試みざる可らざるものあり何ぞ哉預金組織に據るときは政府諸般の支拂に國庫支拂切符を用ひず中央銀行本支金庫は概ね中央銀行の代理店たり宛の振出切手を用ゆるを以て之を交換所の交換に呈出し得べ

國庫支拂切符と銀行の差違

きこと是なり現制に於ても金庫宛の支拂切符は無記名式證券にして便は即ち便なりと雖も國庫は固より銀行に非ざるを以て其切手は直接に之を交換に供することを得ず只銀行が得意先より之を受取り交換所へ持ち出し日本銀行營業部と國庫部との間に於て最後の決算を爲すの便あるのみ而して支拂切符は利子を生ぜざるを以て其所有者は成べく速かに國庫に向て取付をなすを以て利益となすが故に銀行小切手の如く交換に供せらるゝ者と其便利固より同日の論に非ず殊に銀行其他の金融界に出入する人の爲には中央銀行宛の振出切手は之を國庫の支拂切符に比して遙かに便利にして兩者の間金融上に多大なる差違あるや多辯を要せず

## 第二目 國庫と中央銀行との貸借勘定

我國の現制は銀行の資金と國庫金とを混同することを許さざるは既論の如しと雖も其間嚴に墻壁を築き如何なる場合に於ても流通を許さざるに於ては國庫市場共に不便を感すべきを以て會計法施行後明治二十七年に至り法律第十六號を以て國庫金出納上一時貸借法なる者を發布し國庫と中央銀行との間に貸借勘



我國の現  
行預金  
制度は  
如何の  
傾き  
あり

定を取組み兩者の間に通路を開き預金法に向て一步を進めたり將さに周圍の情況を改良して英法に移るは寔に國家の長計なり我國に於て往昔曾て爲替方と稱し預金法に彷彿たる制度行はれたり然るに其制度は彼の有名なる小野組の破産の爲め金融界に一大波瀾を惹起し茲に大頓挫を生じ次て小出し金庫の制となり出納局金庫局の設置となり國立銀行の官金預りと爲り茲に方針を一轉せり然りと雖も斯の如きは缺點甚多くして其弊に堪へず明治十九年出納條規の設定となり明治二十二年の會計法及金庫規則の發布となり進んで明治二十七年の法律第十六號となり近年に至り人文の達發に伴ひ人心漸やく預金法に傾向し來るの情勢を示せり然るに過般の二三銀行の失敗の爲め人心銷沈し進取の意氣少しく挫折せられしは一大恨事と云はざるを得ず宜しく進んで其基礎を固ふし其業を勵み其術を磨き以て制度の改良を促すべし夫れ水は方圓の器に隨ふて其形を更む苟くも其器を選ばずして其形を求む豈に得可けん哉然りと雖も漫に莽を吹く亦理世の道にあらざるなり正に出來得べきの範圍を測り之を試みる亦た可ならず哉

恩給金及  
國債元利  
支拂の  
新案

今我國庫と中央銀行との關係前陳の如く預金組織に向て一步を移せしむの云つべし更に一步を進め恩給金及國債元利支拂に就て一便法を設けば夫れ或は國庫を緩和し大藏省證券の發行を減じ利子の負擔を減ずると同時に市場を潤ふすの功なしとせん哉抑も我國の恩給諸録の金高は滯の兩戰役の爲め劇かに増加し年額四千有餘萬圓となり少なからざる高と云はざるを得ず依て之を現行の如く現金を以て所官廳より直接受給者に交附するを止め初年には郵便貯金通帳を以て之を交附し隨所の郵便局より之を渡すものとせば受給者にも便利なるべし而し受給者は直ちに支拂口より現金を得る歟或は隨時必要に應じ引出しを爲す歟或は通帳を自己取引の銀行に持ち行き其金高を普通の銀行預金通帳に記入し銀行をして郵便局より現金を受取らしめ通帳の返戻を受け次期に於て之を郵便局に提供し其期の恩給金の記入を受ること、せば公私の爲め多少の便宜となるを疑はず公債の元利金も輒近大に増加し利子のみを以て之を論ずるも一億圓を超過す元來公債元利金受取には保證預けの如き便法ありと雖も之を便とせざる者の爲めには取扱銀行より元利金に對する預り證券を發行し權利者は之を以て



引出、預け入等其便宜に随ふべきものとせば是れ亦多少の便あるは疑はず、恩給及元利金高共に大なり豈に劃策する所なくして可ならんや

### 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉

#### 第一目 干渉の沿革

貨幣市場に對する國庫の干渉は動もすれば其本を治めずして其末に走ら効力一弱にして概ね奏功を見ず而して其度合甚しきに至れば却て有害の結果を生ず然れども我金札引換公債及近時の露國の紙幣政略の如く時に或は多少の効力なしとせず、抑々此種の干渉は二百年以來各國の公債漸次に増加し有價證券の取引發達するに隨ひ世人の注意を惹き佛國の如きは特に其例に富み失策一再に止まらず元來佛國は文化優等、人士多智純理を愛し奇策を好むの慣習あり、夙にロイ主義を好み有名なるミシシッピー計畫の衝に當り結局一大破綻を生じ不幸なるルイ第十六世王の大藏大臣キャロロン氏は西曆千七百八十七年國會召集以前に經濟及財政の鞏固を裝ふの必要を感じ當時屢に募集せし一億二千五百萬法の公債尙

佛國革命  
前の事例

ナポレオン  
一世の失策

は投機的應募者の掌中にありしを以て弘く之を公衆の手に分配し取引所に於て其價格を維持せんと欲し僅々三箇日間に千百萬法を機關銀行に交付し以て公債の購買に充當し併せて印度商會及巴里給水會社の株式價格の維持騰貴を企圖し前者の總株數四萬中より三萬二千五百株を購買せり然れども斯の如きは一時の融通に屬し固より持久の力なく買收せし所の證券株券再び投機者流の手に落ち一効果を收むることなく結局政府は凡そ千五百萬法の損失を見るに終れり

次に西曆千八百三年に於けるナポレオン一世の失策是なり、當時貨幣市場に對する觀念甚だ幼稚にして「ベヤ」即ち降下投機者は國家の敵にして「ブル」即ち上騰投機者は其味方なりとの説深く世人の頭腦に浸潤しナポレオンの賢明なるも尙ほ時流を脱する能はずアミエンの條約破れ佛國公債日々下落するを見敢て人爲を以て市場を挽回し得べしと信し當時の大藏大臣モリエンの抗論ありしに拘らず少くとも三箇日間に千萬法を支出し以て公債價格を維持すへきを命令せり然りと雖も斯の如き姑息の策は固より市場の大勢を挽回するに足らず、支出三千七百萬法に至りしも寸功を見ず證券の價格却て一割の下落を示しナポレオン



終に其非を悟り其方策を廢止せり

王政回復時代の例

ナポレオン既に破れブルボン王統再び佛國に君臨し西曆千八百十八年アイ  
スラシヤツペルの平和條約成り佛國は同盟諸國に償金一億法の支拂を要し同年  
十月五日の市場價格に據り公債證書を以て之を支拂べきものとせり是に於て當  
時の大蔵大臣コルウエー氏は同日に至り可成公債價格を高からしめんと欲し金  
融機關を利用して公債の投機的騰貴を試み一時八十の價格を保ちしも終に支へ  
ず豫期の時日に達するに至らずして六十七の價格に下落し國庫は爲に巨額の損  
失を蒙れり

佛國最近の例

輓近西曆千八百八十一年に至り又其例あり當時佛國政府は其募債に對する二  
億法の最後の拂込を容易ならしめ併せて公債價格を維持せんか爲め巨額の資金  
を銀行に交付して密かに計畫する所ありしと雖も終に其効なく翌年七月以降に  
至り漸次資金を回收し僅かに損失を免るゝことを得たり

他の種例

右の外北米合衆國は西曆千八百六十四年紙幣増發の結果金の輸出盛大なるに  
驚き狼狽措く所を知らず直ちに金の投機賣買を禁止せり然るに金の需用は主と

して外國支拂の爲に生ずるものなるを以て其賣買の禁止對外支拂の義務を消滅  
せしむるの効力あれば即ち可なるも斯の如き事實は天上天下何の所と雖も存立  
する能はず其結果金の埋藏となり外國爲替の騰貴となり金は紙幣に對し十割の  
騰貴を示せり又西曆千八百六十六年合衆國に於て金の供給裕ならず加之歐洲よ  
り合衆國に對する金の需用増加するの勢ありしを以て商賈は金價を高くして其  
供給を維持せんとせしと雖も政府は偏へに紙幣價格の下落を恐れ反對の政略を  
採り金の流出を促かせり我國紙幣下落時代に於ても銀の賣却を以て一時其價格  
を維持昇騰せしめ其反動の甚きを見しは尙ほ世人の記憶に新たなり又輓近卅五  
六年の抽籤償還の結果當局者の豫期に反せしは蔽ふ可らざるの事實なり抑々經  
濟上同一の原因は同一の結果を生ず焉を洋の東西を論せんや

第二目 有効なる干渉

露國の不換紙幣に困しむや既に久しく殊に西曆千八百七十七年露土戰爭の爲  
め其高頗る増加し下落隨て甚しく然るに當時露國は銀本位にして只に國債の總  
高巨大なるのみならず其大部分は外國債にして金を以て元利を支拂はざるを得

露國紙幣の場合



ず、而して兌換は何れの時を期すべき哉、又其蓄金策に就て之を見れば金貨本位採用の意あるが如く、隨て其紙幣は金銀孰れを以て兌換せらるべき哉に就ても亦疑なきこと能はず、事情頗る複雑し露國紙幣は伯林取引所に於て投機の最好目的物となれり、露國政府終に其の弊に堪へず、西曆千八百九十三年當時の大藏大臣ウキッテ氏は露國財政は金蒐集と紙幣消却の爲め其基礎甚だ鞏固なる旨を公告し翌年一月露國に於て營業する所の信用機關にして露國紙幣に關し投機取引の爲に融通を爲すは其免許狀に反するものとし更に六月八日に勅令を以て紙幣に相場を付するを禁じ、尋て統計材料に必要なを口實と爲し以て國境を越る所の紙幣に租税を賦課せり

斯の如く自國に於て其基礎を固め伯林市場に於て短期の先物を購入し大に露國紙幣價格の動搖を防げり、然るに西曆千九百四年九月十月に至り露帝の健康に就き種々の流言浮説ありて爲に投機を惹起し伯林市場に於て百留に付き二百二十馬(當時の對金平價は七弗二十七仙にして前記の割合は五弗二十二仙五に至る)の價格を以て盛に露國紙幣を賣出せり、ウキッテ氏機熟せりと爲し一層盛大に短期

の先物を買戻りしに受渡日の近づくに方り市場現品の不足を感じ日に二三馬の騰貴を示し賣方非常の困難に陥り露政府に向て百方引渡の延期を請ふに至れり、是に於てウキッテ氏は恩威併び行ふの必要を察し二百三十四馬の價格を以て三百萬ルーブルを賣方に供給し一旦其局を結び爾來露國發行の紙幣を以て投機の目的物と爲すに於ては今回の如く容易に其局を結ぶを期す可らず、露國證券の賣買を爲んと欲する者は須らく四分利付内國債(當時其高十億ルーブル)を以てすべく、銀行發行の紙幣は固より政府の干渉する所に非る旨を伯林市場に覺知せしめたり

抑々今回の駆引其功を奏せしは當時露國政府及中央銀行は六億九百萬留の金を有し、内國に於ては留の紙幣相場付賣買を禁じ、外國に於ける留紙幣の有高を詳にし、漸然たる決意を以て之に臨みしに由る者にして此實力、此決意、此用意なくんば其功を奏する能はざりしは論を俟たず、尋てウキッテ氏は一面に於ては中央銀行に一定の相場を以て金の購買に従事せしめ以て紙幣の下落を防ぎ、一面に於ては爲替の買相場を百留に付き二百十八馬と爲し、賣相場を二百二十馬と爲し以て、

紙幣の下  
格及爲替  
防變動の  
豫



爲替の劇變を防ぎ益々進んで金準備の實力を養ひ、紙幣を減じて其需要を増加し以て投機を撲滅し西曆千八百九十七年終に兌換制度を設定するに至れり  
又今回の戦役の初め巴里市場に於ける各種の有價證券價格の動搖左の如くなりしを見よ

證券名	二月十九日	二月廿日	差額
佛 國 三分公債	九五.四〇	九四.〇〇	一四.〇〇
伊 太 利 五分公債	九八.八五	九六.七五	二.一〇
葡 萄 牙 三分公債	五八.二七五	五六.〇〇	二.二七五
露 西 亞 三分公債	七二.九五	七二.〇〇	〇.九五
ブラジール 四分公債	七四.二五	七一.七五	二.五〇
西 班 牙 四分公債	八〇.二〇	七四.五〇	五.六五
土 耳 古 公 債	七七.六〇	七五.〇〇	二.八〇
クレヂーリョネー株	一〇八.二五〇	一〇三.〇〇	五.二五〇
巴里及和蘭銀行株	一〇五.二五〇	一〇〇.二五〇	五.〇〇〇

一部人士は直ちに之を以て露國財政の基礎鞏固なるの致す所と爲し其真相を見るに苦むものなしとせずと雖も是れ亦政略的施設と國庫干渉との結果與て力あるものにして決して自由放任より生ずる所の自然の結果に非ざるなり請ふ少しく之を辯ぜん

元來佛國に於て募集せる露國公債の大部分否殆ど其全部は該國一般公衆の引受に係るのみならず佛蘭西銀行に於ては其華客が露國公債を寄託する場合には無手数料にて之を保管す我國に於ても日本銀行併に興業銀行をして日本公債に對し此例に倣はしむべし即ち西曆千九百三年十二月二十四日に於ける同銀行寄託に係る各種外國證券五十三億三千八百萬法中露國公債は其一割七分を占め七萬九千九百七十五人の華客より寄託されたるものなり而して株式仲買組合は佛國公衆の利害關係深き露國の公債に對する賣方の賣崩し投機行爲を防遏せんが爲め其規約中に露國公債の賣却せらるゝときは必ず現物の受渡を請求するものと規定せり加之露國政府の在外管理者は極力倫敦伯林及巴里其他に於て露國公債の賣物あるときは之を買受けて現物の交付を請求し以て其賣方を困却せしむ

露國公債  
價格の維  
持策



るを努むるを常とす、現に倫敦に於ては賣方投機者が引渡猶豫免許(バックワルド  
 ション)を得んが爲め十四日間に代價の百分の二即ち年五割二分に當る金額を  
 支拂はざるを得ざるまでに追窮せられたり露國政府が其公債價格の維持に汲々  
 たる凡そ如斯し、由是觀之其前記の如き異狀を呈するは決して偶然に非ず露國政  
 府も亦努めたりと云ふべし、況や佛國銀行其他の資本家は自己の利益の爲め附和  
 雷同するの勢あるに於てをや、元來彼等が露に投資する所の金高は約三十八億二  
 千萬圓の巨額に達するとは世に膾炙する所なり、果して然らば彼等が此態度を採  
 る亦偶然に非ざるなり、然りと雖も數は紙より極まる所あり焉を能く久きに堪ん  
 や、果せる哉近時露國は巴里市場に於て募債の功を奏する能はず本年(三十八年)三  
 月に至り其貯金を巴里より伯林へ移すの勢を呈せり、世目して以て繰引政略と爲  
 す、夫れ或は然らん乎

金札引換  
 公債發行  
 の効用

我兩種の金札引換公債の如き當時紙幣の下落甚しかりしを以て其利子を六分  
 とし紙幣を以て拂込み正貨を以て元利を支拂ふものとし、紙幣の下落若干以上に  
 達すれば應募者増加して紙幣其供給を減じ紙幣の價格騰貴して元利支拂の爲め

受取る所の正貨と紙幣との差違減少するときは自然應募者を減ずべく又は皆無  
 となるべきを以て紙幣の供給を市場の需用相當に保持し其價格を維持するを目  
 的とせり、今之を當時の事實に照すに其効力虚しからず兩種合して千四百五十九  
 萬九千餘圓を發行し紙幣價格回復の爲め多少の力ありしや疑を容れず、單に其金  
 高を以て之を論ずれば未だ以て巨額と云ふを得ずと雖も、器中の水最後の數滴の  
 爲に溢るが如く紙幣の下落亦最後發行の百萬圓の爲に生ずるなきを得ず、千有餘  
 萬の回收量に其効力なしとするを得ん哉、金札引換公債發行の如きは之を巧妙の  
 施設と云ふと雖も敢て過言に非ざるなり、又公債利子の繰上拂買上償還の如き時  
 と場所の撰擇其當を得ば市を融和するの効なしとせざるなり

又今回の米國恐慌に於て合衆國政府が其國庫剩餘金を諸國立銀行へ預入せし  
 が如きは頗る有効なる處置と云はざるを得ず、恐慌に先ち合衆國政府は穀物搬出  
 の爲め多額の融通を要するを察し西曆千九百七年八月三日二十六百萬弗を支出  
 し必要に應じ市場の調和を試みるの策を立て漸次之を實行せり、恐慌起るに及ん  
 て大に努力し國債證券は勿論州債市債其他鐵道債券にして州法に於て貯金銀行



の質物と認め得べき者を擔保と爲し四日間に三千五百萬弗を諸國立銀行へ預入し十一月十一日には其高約二億二千七百萬弗の巨額に達せり又巨商と協同し大に金の輸入を圖り造幣局の金力を擧て造幣に従事せしめ通貨の増加を計り又短期公債及パナマ運河公債の發行を試みたり(恐慌の章參觀當時是等の援助なくんば米國の市場尙ほ數層の困難に陥りしや知るべき而已

第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層深き注意を要す

開明諸國中其法律關係は暫く之を論外と爲し實際に於て金庫主義を採るは北米合衆國を以て其最とす殊に該國は歲入殘餘多く資金の庫中に睡眠する者隨て多く屢々其不便を感じ或は國庫を開きて公債の買戻を爲し或は銀行に一時の預入を爲し以て市場の調和を計るの必要を生ぜしこと枚擧に遑あらず其施設の得失巧拙に就ては固より論なき能はざるなり請ふ合衆國の事績に就き少しく陳述する所あらんとす

金坑發見の結果

西曆千八百五十三年夥多の金額庫中に埋藏せられ加ふるに當時キヤリフォル

ニヤ州金坑產出の盛時に當り金價漸やく下落しグレシヤムの法則其効力を顯はし銀貨の流通市場に其漸を斷ち造幣局輸納の貨幣地金は急に成貨となりて市場に顯はれず頗る逼迫の市況を呈せり是に於て政府は大に金庫を開き國庫金を造幣局に交付し所謂臨時造幣準備金を設け造幣依頼人をして直ちに成貨を得せしむるも尙ほ市場を緩和するに足らず同年夏季に至り二割一分の割増價格を以て公債證書百萬弗の買上を爲すに至れり元來政府が巨額の公債を購入せんと欲せば其價格騰貴するは必然の勢なり然れども之を購入せずんば市況を調和する能はず國庫の地位亦難しと云つべし

次の購入は西曆千八百五十七年に起れり同年資金の國庫中に睡眠する者頗る多く春季に於て其高二千百萬弗に達せり當時に於ては頗る巨額なり是に於て當局者其開放を必要とし例の購入策を決定せしに不幸にして其事同年の恐慌前に起り市場を煽動し偶々以て困難を強むるの媒となれり時利あらずんば施設善なるも禍其果を異にす慎まざんばある可らざるなり

西曆千八百七十三年乃至千八百九十三年に至るまで公債の買入頻りに行はれ

金の買出と其代價



の預け入

其目的は市場の調和と満期前の償還を以て利子を免れんと爲るとにありて著しき割増價格を以て購入せり而して又時に紙幣價格維持の爲め金の賣出を試みたり即ち西曆千八百七十三年の恐慌に先ち大藏大臣ブートウエル氏の紙幣消却の目的を以て割増價格を以て金を賣出せり當時紙幣の下落は尙ほ一割以上なりしを以て國庫より流出せし金は市場の流通に入るを得ず紙幣は現に市場より引揚げられたるを以て此方法は多少通貨緊縮の目的を達するを得たり然るに一方に於ては西曆千八百七十二年の秋季に至り紙幣増發物價騰貴に伴ふ所の投機取引盛にして市場漸やく急調を告げ資金不足の聲囂々として各所に起り頗る危殆の情況を示せり是に於て政府は深く其原因を究めず倉卒に其救済を必要とし金買却を以て得たる紙幣の一部を銀行に預け入れ一部を公債と購入に使用し以て市場を緩和せんと試み同年十月に至るまで此方法を以て五百萬弗を支出せり是に於て市場に對しては金流出及び紙幣放下の効用を一時に併發し十月五日には紐育銀行の合法紙幣有高四千百九十一萬餘弗なりしに同月廿六日に於ては其高五千二百卅四萬餘弗に達せり然れども其利益は主として投機的仲買人の占有する

所となり純正なる商賈の正當なる割引を要する者の爲には効力甚だ微弱なりしとは人口に膾炙する所なり

公債買上  
及利子繰  
上げ拂ひ

西曆千八百七十三年市況益々險惡頗る不穩の狀を呈し同年九月に至り果然一大恐慌を生じ商賈の急を告ぐる者甚だ多く當時の大藏大臣リチャルドソン氏は大に其請求を容れ國庫實力の及ぶ限り市場の救済を試み一週日間に二千四萬弗を支出して公債其他の證券を買上げ十一月に支拂ふべき公債利子を繰上げ九月廿九日を以て之を支拂へり然れども諸銀行は預金引出の爲め其手元金を減少し八月卅日より九月二十日の間に合法紙幣僅かに千萬弗を保持するに至れり當時大藏大臣の報告に依れば此支出の爲め貯藏銀行の多くは其破綻を免れ預け入中の恐慌を防ぎたるの効ありしや疑なしと雖も而かも此恐慌は信用の濫用資金の固定より生ぜしものにして前記の如きは固より相當の救済に非ず當時國庫の援助ありしにも拘はらず證券價格の騰貴せざりし一事に就て之を見るも其効力全からざりしを證するに足れり

金庫組織  
の不便

前記恐慌に引續き數年の間商業沈滞し西曆千八百七十八年の頃より市況漸次



回復するに伴ひ金庫組織の不便稍や顯はれ歳入の減少を要せしと雖も當時行政府と立法府の意見投合せず久しく歳入殘餘の處分に苦み西曆千八百六十六、七、八の三年に涉り價格以上を以て公債を買収せしこと凡そ三億弗の巨額に達せり西曆千八百八十八九年の頃に至り剩餘金額る多く八十八年六月に於て終る所の年度に於ては其高一億一千九百六十一萬餘に達し其翌年度の剩餘は一億四百三十一萬餘弗に達すべきの見込なりき故に當時の藏相は國庫金の開放を必要とし九千三百萬弗の公債買上を爲し割増金として支拂ひし金高一千八百萬弗の巨額に達せり尋て西曆千八百九十年倫敦のパーリン恐慌の餘波を受け市況稍や動搖の状態を呈せしを以て政府は其救済を必要と爲し七月十九日より九月十三日の間に公債額面價格七千三百六十九萬四千八百五十弗を八千三百九十萬七千八百八十三弗にて買上げ尙ほ利子の繰上拂として千二百萬九千九百十五弗を支出せり是に於て國庫在金大に減少し十月の末に至り僅かに二百萬弗を餘すに至れり然れども紐育銀行は意外に其恩澤を被らず貨幣の大部分は内部農業地方に吸集せられ收獲後パーリン恐慌の治まるまでは利率頗る高位を保てり

最近の通  
追に對す  
る施設

次の買上は西曆千八百九十九年國庫開放の爲に起り爾後其最も必要にして最も著しきものは同千九百二年の秋に於て行はれたるものとす合衆國政府は種々の經驗を経西曆千九百年及同千九百二年に於て其收入を減せしと雖も同千八百九十七年以來の繁榮に伴ひ尙ほ歳入に剩餘を生じ他の原因豐作と商業の繁盛と相待つて金融の逼迫を來し西曆千九百二年九月に於ては利率二割乃至二割半となり紐育銀行の平元有金殆ど合法の準備金額までに減少せり當時の藏相シヨロ氏は當初冷眼を以て之を迎へ殆ど介意せざるの態度を示せしと雖も事是に及んでは終に之を對岸の火視することを得ず十月に至り西曆千九百二十五年満期の公債額面千六百五十萬餘弗を割増價格にて購入し支出の金高二千八百八十萬餘弗に達せり

前陳公債證書購入の外合衆國政府は市場の救済策として國庫金を銀行に預入するの權能を有するは既説の如し而して前記西曆千九百二年の逼迫に際して合衆國が此權能を利用せしは著しき事實にして往時に於ても亦其例に乏しからず今其重要な場合を舉れば彼の有名なる南北戰爭中には國立銀行は公債募集及

國立銀行  
の利子

第二章 國庫 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉

第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層注意を要す

六九



國庫預金

税金保管の機關として利用せられ西曆千八百六十六年九月を以て終る所の三ヶ年間に國庫金を受入しこと十七億五千三百五十三萬餘弗内十一億一千六百十五萬餘弗は國債募集に屬し餘は内地税の收入に屬せり

西曆千八百七十三年乃至七十九年に至るまで合衆國は兌換制度回復の爲め公債を發行し時に市場の逼迫を醸すことありしを以て之が救済として國庫預金を銀行へ預け入れ西曆千八百七十九年一月一日の國庫預金の高は五千三百二十餘萬弗なりしに二月一日には一億六千六百三十五萬餘弗六月一日には更に増加して二億七千六百四十萬餘弗の巨額に達せり。斯の如き巨額の預け入は合衆國に於ても多少の議論なき能はず西曆千八百八十八年八月一日當時の大蔵大臣フエヤチャイルド氏が五千四百四十七萬餘弗の預金を爲し居るに對し反對黨は之を以て政府攻撃の目的と爲すに至れり

爾來凡そ十星霜西曆千八百九十年歳入の整理を遂げしより資金庫中に睡眠すること少なく國庫預金の問題世人の耳目に惹くに至らず西曆千八百九十六年の年初に於ては其高千四百二十九萬餘弗に止まれり然れども爾後再び國庫剩餘漸

剩餘金の減少

擔保品の擴張

やく増加し市場稍や逼迫を感ずるに至り國庫預金の問題隨て沸騰し西曆千八百九十八年六月三十日に至りては其高三千八百七十四萬餘弗に達し翌年同月同日には七千六百二十八萬餘弗同千九百年同月同日に於ては九千八百七十三萬餘弗翌年同月同日にて一億一萬餘弗同千八百九十二年六月三十日には更に増加して一億一千九百八十一萬餘弗に達し同年秋季逼迫の爲め十一月十日には一億四千三百六十三萬餘弗の巨額に達せり而して其擔保物は從來國債證券に止まりしに今回は州債及市債證券に其範圍を擴張せり三十九年春期の逼迫に際しても米國大蔵省は國庫有金を無利子にて銀行へ預け入れ擔保品の種類を紐育州の法律に依り該州貯蓄銀行に許すの範圍に擴張せり然れども是處に注意すべきは政府が其事を秘密に附せしこと是れなり若し之を公にせば金利忽ち下落し外國よりの入金を防ぎ効用の半を失ふの虞れあり

北米合衆國の國庫組織は史乘の關係より多少の不利なる點なきを得ずと雖も新開國の狀況として其間或は恕すべきものなしとせず然れども今哉該國の文化故國と選ぶ所なく其富強の度に於ては固より天下に冠絶す進て以て預金主義に

合衆國の國庫組織の沿革



移るの機正に熟せりと云ふと雖も敢て過言に非ざるべし然りと雖も其團體所謂共和合衆にありて各州特別の歴史を有し特設の法律を有し而して國土廣大東西其利害を異にし南北其生産を同ふせず統一の難き固より多辯を要せず金庫主義の不便既に輿論の認むる所となり議論甚だ盛なりと雖も其改革を見るは尙ほ數年の後に埃たざるを得ざるべし今日に至るまで彼の組織を以て此の結果を得たるは當局の苦心大なる與て力ありと云つべし然りと雖も凡そ天下の事法に依るは安く人に便るは危し法の改良は須らく世の趨勢に隨はざる可らず豈に夫れ之を忽にするを得んや

第四目 取引に關する政府の干渉

前二目所論の外尙ほ政府が市場の紊亂を防禦するの目的を以て有價證券及物品取引に干渉を試みるることなしとせず其意好すべしと雖も多くは人爲を以て自然の動作を妨げ市場各種の標準を感亂し事情を複雑たらしめ却て正當の取引を困難ならしむるの結果に終るを通例とす彼の往昔の「ギル」即ち特許法、株法即ち獨占法及轉賣權買占買再賣經濟史眼第十五章參觀の禁令の如きは暫く之を論外と

佛國の事

佛國市場  
發達の遅延

爲し佛國に於ては仲買事業は西曆千五百七十二年の昔より一の特許事業に屬し免許料を拂ふて其許可を得るものとせり西曆千七百九十五年に及び「アヂャンデ」シャンデ即ち公用仲買なる者起り以て其痕跡を今日に止む然るに時勢の進歩は彼等の獨占を許さず彼等と共に自由市場勃興し其勢力漸やく盛なるに當り公用仲買の忌む所となり立法府行政政府亦其發達を好まざるの情況を示せり當時公用仲買は嚴正なる規則に拘束せられ自由市場は當局の好意を得ず共に財政の機關たるに便ならずして西曆千八百十六年の公債は之を比較的自由なる倫敦及「アムステルダム」市場に募集するを便とするに至れり前記兩市場は當時に於て既に外國證券の取引を爲せしと雖も巴里市場に於て外國證券の取引を爲せしは西曆千八百二十三年を以て魁とす抑々佛國文化の四海に優なるは内外の認むる所而して金融市場の發達に於て此差違あり當局施設の良否國運の張弛に關する實に大なりと云つべし降て西曆千八百五十九年に至り佛國政府は「クローリス」即ち前記自由市場を有害物と認定し百万之を鎮壓せんと試みしと雖も市場の需用は其必要を減じ時に死灰再燃の勢を呈せしを以て西曆千八百九十三年五年の間之に課



する公用仲買税の三倍を以てし、同千八百九十八年或種の證券は公用仲買の外之れを取扱ふを許さざるまでに至れり、然れども又一方に於ては稍や反對の事情を示し先物賣買を合法の行爲となし買戻の禁制を解けり、西曆千八百八十五年三月二十八日の法律參觀

獨逸の狀

佛國に於ける市場取引の情况概ね前陳の如し今一步を進めて獨國の狀況を見るに更に一層の嚴勵を加ふ、元來獨逸農業黨は農物産先物賣買は其價格減少の媒たるべしとの理想を有し深く之を忌み、輒近運輸通信の發達殆んど距離の問題を消滅せしに拘はらず尙ほ昔日の盛時を追想し近時數年の間實際農産物價格の減少を見て狼狽措く能はず、西曆千八百九十六年種々農産品價格下落の防禦策を講ぜし後終に法律案を提出し取引所を政府監督の下に置き五穀の先物賣買を禁止し、鑛業及製造會社の株式及債券の手付取引を嚴禁せり、然りと雖も世界の氣勢は一國の立法を以て之を左右すること能はず、獨逸の麥價は世界需給の關係に打勝ち獨り其騰貴を見るを得ず穀物市場は暫時之が爲に閉鎖せられ證券市場は痿痺して立つ能はず表面上非常の沈滞を示せり、然りと雖も市場投機に傾くは猶ほ蟻

獨逸の狀  
果敢略の結

の甘に就くが如く乗ずべきの機あれば必ず之に乗じ侵すべきの間隙あれば必ず之を窺ふを常とす、當時の狀況亦常套を免れず投機者流は全力を擧て證券を收得し之を質として銀行より融通を得以て投機取引を持續し債券の銀行に入る者爲に増加し、輒近獨逸金融機關不穩の原因茲に胚胎せり、而して資力強大なる大銀行は之を機會とし玉石を鑑別し瓦礫を小銀行に譲り自ら寶玉を選びて益々金融市場の基礎を危ふせり、事情斯の如くなりしに依り西曆千九百二年の秋期に於てフランクフルトに於て獨逸銀行の集會を催し是等關係の得失真相を研究せしに政府も其施設の無効なりしを認め其改善を豫約するに至れり

白耳義の  
實況

獨佛の狀況斯の如くなるに反し稍や取引の自由なるは白耳義市場とす、是に於てブルクセル取引所は著しき進歩を呈し獨佛の銀行と雖も同市に支店を開く者少しとせず而して露清、アフリカ等の鐵道資金は之を白耳義に求むるもの少しとせず、然るに同國議會に於ては所謂社會主義の勢力少なしとせず國資の輸出をとばずして多少の制限を加ふるの傾向あり、抑々資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く前陳の如きは固より人爲を以て抑制し得べきに非ず、事大勢に反すと雖



も所謂感情の發動に屬するものにして、私心を挾まざる範圍に於ては時に或は宥恕すべきものなしとせず、而して其原因の如何秩序の壞亂、收斂、誅求等に依りては、眞乎憂慮すべきものなしとせざるなり。

第五目 干涉の効力は概して薄弱なり

國庫干涉の効力が意外に薄弱なるは主として其實力大勢を左右するに足らざるに依る。西曆千八百九十四年の露國政府の成効は其施設の巧妙なる多少見るべきものなしとせず、雖も背後に其實力の強大なる者あるに非ずんば焉能く斯の如くなるを得ん。實に當時露國の金所有高は英佛兩國中央銀行の有高の合計を超過せり。合衆國國庫の豊富なる尙ほ或は市場を制するに足らず、而して斯の如きは他國の企て及ぶ所に非ざるなり。加之政府の干涉は資金の需給上自然の關係を紊亂し、人爲的に市場冷熱の度を増加するの患あり、慎まざればある可らず、抑々國庫金は當然の用途あり、假令純然たる剩餘金と雖も、永久に銀行其他の金融機關の之を預金と爲す能はず、況や一時の國庫有金に於てをや、公債の高價買上の如き一時非常の騰貴を來し、買上終るときは即ち下落す、其不得策なるは第一編第一卷第

効力薄弱なるの原

金融機關の整理と要利用となす

七章第三節第二目に於て述べたるが如し、市場の調和は須らく之を銀行等の正當金融機關に委し、其熟練と精巧に任ずるを好しとす、果して然らば銀行の組織亦大に研究せざるを得ず、合衆國の如きは管に金庫組織の不便に苦しむのみならず、銀行の組織亦其宜を得ず、通貨の統一市場の整理に當るの機關を缺き、屢々其不利を感じ、方今銀行法貨幣法の改良に就て議論正に酣なり、早晚其解決を見るべしと雖も、抑々該國は範圍廣大加ふるに各州其歴史を有し、方面其利害を異にし、制度の改善を見る容易の業に非ず、爾後數年間國庫と市場との關係尙ほ今日の如くならざるを得ざるべし、若し夫れ銀行の組織如何の如きに至りては、坤第二編第一卷第一に詳述す故に之を此所に贅せず。

第二編 第二卷 終



第訂  
廿正  
一增  
版補  
財  
政  
と  
金  
融

附

録

乾



# 財政と金融乾の附録

## 甲種

### 第一號 大藏省證券發行額年度月別 (月末現額)

會計年度及曆年月	明治十七年九月 號ニ依ルモノ	明治十八年二月 號ニ依ルモノ	明治十八年十二月 號ニ依ルモノ	明治十九年一月 號ニ依ルモノ	明治十九年七月 號ニ依ルモノ	明治十九年八月 號ニ依ルモノ	明治十九年九月 號ニ依ルモノ	明治十九年十月 號ニ依ルモノ	明治十九年十一月 號ニ依ルモノ	明治十九年十二月 號ニ依ルモノ	明治二十年一月 號ニ依ルモノ	明治二十年二月 號ニ依ルモノ	明治二十年三月 號ニ依ルモノ	明治十九年度 合計
明治十九年七月	15,100,000													15,100,000
明治十九年八月	16,000,000													16,000,000
明治十九年九月	16,000,000													16,000,000
明治十九年十月	15,500,000													15,500,000
明治十九年十一月	16,800,000													16,800,000
明治十九年十二月	17,300,000													17,300,000
明治二十年一月	15,900,000													15,900,000
明治二十年二月	15,900,000													15,900,000
明治二十年三月	10,000,000													10,000,000
明治十九年度合計	151,000,000													151,000,000

壹



乾 甲 一 號	一 明 治 廿 年 度												
	同 年 九 月	同 年 八 月	同 年 七 月	同 年 六 月	同 年 五 月	同 年 四 月	同 年 三 月	同 年 二 月	同 年 一 月	同 二 十 一 年 一 月	同 二 十 一 年 二 月	同 二 十 一 年 三 月	
	七 三 四 〇 〇 〇	一 三 四 五 〇 〇	一 三 八 八 〇 〇	一 三 八 八 〇 〇	八 四 五 〇 〇	六 九 〇 〇	五 一 〇 〇	三 一 〇 〇	六 〇 〇	六 〇 〇	三 三 〇 〇	三 三 〇 〇	六 五 〇 〇
	一 三 四 五 〇 〇	一 三 八 八 〇 〇	一 三 八 八 〇 〇	八 四 五 〇 〇	六 九 〇 〇	五 一 〇 〇	三 一 〇 〇	六 〇 〇	六 〇 〇	三 三 〇 〇	三 三 〇 〇	六 五 〇 〇	
	一 三 四 五 〇 〇	一 三 八 八 〇 〇	一 三 八 八 〇 〇	八 四 五 〇 〇	六 九 〇 〇	五 一 〇 〇	三 一 〇 〇	六 〇 〇	六 〇 〇	三 三 〇 〇	三 三 〇 〇	六 五 〇 〇	
	一 三 四 五 〇 〇	一 三 八 八 〇 〇	一 三 八 八 〇 〇	八 四 五 〇 〇	六 九 〇 〇	五 一 〇 〇	三 一 〇 〇	六 〇 〇	六 〇 〇	三 三 〇 〇	三 三 〇 〇	六 五 〇 〇	

乾 甲 一 號	十 明 治 二 年 度											
	同 年 十 二 月	同 年 十 一 月	同 年 十 月	同 年 九 月	同 年 八 月	同 年 七 月	同 年 六 月	同 年 五 月	同 年 四 月	同 年 三 月	同 年 二 月	同 年 一 月
	一 七 〇 〇 〇	一 七 〇 〇 〇	一 六 八 〇 〇	一 六 三 〇 〇	一 二 九 〇 〇	三 〇 〇 〇	二 八 〇 〇	五 六 五 〇	三 〇 〇 〇	三 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	四 三 〇 〇
	一 七 〇 〇 〇	一 七 〇 〇 〇	一 六 八 〇 〇	一 六 三 〇 〇	一 二 九 〇 〇	三 〇 〇 〇	二 八 〇 〇	五 六 五 〇	三 〇 〇 〇	三 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	四 三 〇 〇
	一 七 〇 〇 〇	一 七 〇 〇 〇	一 六 八 〇 〇	一 六 三 〇 〇	一 二 九 〇 〇	三 〇 〇 〇	二 八 〇 〇	五 六 五 〇	三 〇 〇 〇	三 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	四 三 〇 〇
	一 七 〇 〇 〇	一 七 〇 〇 〇	一 六 八 〇 〇	一 六 三 〇 〇	一 二 九 〇 〇	三 〇 〇 〇	二 八 〇 〇	五 六 五 〇	三 〇 〇 〇	三 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	四 三 〇 〇

乾  
甲  
一  
號

乾  
甲  
一  
號



乾 甲 一 號	五 明 治 卅												
	同 三 十 六 年 二 月	同 三 十 六 年 一 月	同 三 十 五 年 十 二 月	同 三 十 五 年 十 一 月	同 三 十 五 年 十 月	同 三 十 五 年 九 月	同 三 十 五 年 八 月	同 三 十 五 年 七 月	同 三 十 五 年 六 月	同 三 十 五 年 五 月	同 三 十 五 年 四 月	同 三 十 五 年 三 月	同 三 十 五 年 二 月
	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

四 明 治 卅	二 明 治 卅												
	同 三 十 四 年 十 二 月	同 三 十 四 年 十 一 月	同 三 十 四 年 十 月	同 三 十 四 年 九 月	同 三 十 四 年 八 月	同 三 十 四 年 七 月	同 三 十 四 年 六 月	同 三 十 三 年 十 二 月	同 三 十 三 年 十 一 月	同 三 十 三 年 十 月	同 三 十 三 年 九 月	同 三 十 三 年 八 月	同 三 十 三 年 七 月
	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

乾  
甲  
一  
號

乾  
甲  
一  
號











年四十三度	年四十二度																
四十三 年六月	同 年五月	同 年四月	同 年三月	同 年二月	同 年一月	同 年十二月	同 年十一月	同 年十月	同 年九月	同 年八月	同 年七月	同 年六月	同 年五月	同 年四月	同 年三月	同 年二月	
三,二〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	三,二〇〇,〇〇〇	四,七〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇
六,八〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇
三,八〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	五,八〇〇,〇〇〇	五,八〇〇,〇〇〇	五,八〇〇,〇〇〇	五,八〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇

### 第二號 倫敦市場の募集手續

#### 一 發行者

募債の機關として第一に擧ぐべきは發行者なり外國政府が倫敦市場に於て公債を募集せんとするときは然るべき銀行又は資本家と相談して之を發行者と爲す若し銀行なれば之を「インシュアリング・バンク」即ち發行銀行と云ひ若し個人或は組合の資本家ならば之を「インシュアリング・ハウス」即ち發行屋と云ふ發行者は單に感募の申込を受くる門戸たるに止まらずして超債者に對しては契約により募集の責任を負ひ公衆へ對しては其名を以て募集の條件を記載せる「目論見書」プロスペクトスを發するが故に徳義上起債の確實なることを證明するに等し左れば發行者は理財界を指導するに足る信用と勢力とを有するものたるを要す發行者は一銀行一資本家たることあり或は數個の協同とするも亦可なり發行手数料は發行額面の何分と協定し下引受料下引受仲買料及び其他の費用は發行手数料の内を以て支辨するを常とす但し印紙税は必ずしも此限にあらず



二 下引受人

發行者は公衆の應募により資金を調達することを目的とするものにして必ずしも自力を以て資金を供給することを期するものにあらず、殊に發行者が株式銀行たる場合に於ては自力を以て巨額の資金を供給するの責任を執るが如き危険を冒す能はず、然るに公衆の應募は豫じめ絶對的に信頼するを得べきものにあらず、發行者は市場の状況に鑑み公衆の應募を得る様に應募の條件を定むと雖も時としては見込違ひなきを保せず、若し公衆の應募充分ならざるときは發行者は如何にして其の責任を完うすべき乎、下引受(Underwriting)は即ち其場合に備ふる方法なり、

下引受大口の應募を引受け置き、其内より更に公衆へ分配する一種の仲繼的行爲なりとし、又發行者と下引受人を混じり發行者が起債者との契約により公衆に向て公債を發行するは即ち下引受の行爲なりとするものがあるが如し、是等は全然誤解なり、下引受は公衆應募不充分の場合に備ふる一種の保險なりと云ふを適當とす、但し公衆の應募は下引受人を經由するにあらず、下引受人は公衆應募不充分の

場合に於て發行價格より幾分か低き價格を以て公債を引受くることを約するのみ、下引受の價格は總ての下引受人に對して同様に定め、下引受の額の一人毎に約定す、若し公衆の應募が募集額に滿つるときは下引受人は實際毫も公債を引受けずして、只發行價格と下引受價格との差を下引受料として發行者より受領す、若し公衆の應募が募集額に滿たざるときは下引受人は按分比例により各下引受額の一部を引受け一部に對して下引受料を受く、若し公衆の應募絶無なるときは下引受人は各下引受額の全部を引受くるなり、

此の如く發行者は二重に資金調達の準備を爲し居るなり、發行者も亦自個の資力に相應し危険なしと認むる程度に於て自ら幾分の下引受を爲すことあれども、募集額の大部分は發行者以外に於て下引受を爲さしむるを常とす、只巨大の資力を有する資本家が發行者となる場合若しくは公衆の應募の極めて確かなる場合には全く下引受の方法を用ゐざるを得べし、發行者の資力に依頼して下引受を用ゐざるときは上引受料を要せざる代りに發行者の手數料を増すを免れざるものとす、下引受人には銀行あり、會社あり、個人あり、必ずしも業務の何たるを問はざるも



多くは理財界に關係あるものなり其數亦一定せず或は數十百名に達することあり、一口の下引受額は各人の資産に應じて差等あり下引受總額は募集額面に達するに至て止む各下引受人の資産が公衆應募なき場合に於て引受の義務を履行するに充分なれば即ち資金調達の保證確實に成立したるものなり、發行者は先づ起債者と内相談を整へ下引受人との契約を濟せたる上にて起債者に對し正式に發行契約の調印を爲すを以て最も安全なる方法とす、然れども下引受の見込確かなるときは便法として先づ發行契約に調印することもなきにあらず

下引受は一種の保險なるを以て實際下引受人を煩さず公衆應募により募集を了るを以て成功とす、故に下引受人にして眞に公債を所望するときは下引受の外に應募申込を爲し置くなり、此の如く下引受と應募とは全く別事にして直接の關係なしと雖も下引受の景況は市場の人氣を作る要素なり下引受の成立容易にして下引受人中に某々の有力家を網羅したりと云へば以て市場の人氣を引立て公衆の應募を誘致するの結果を生ずるなり

### 三 特定仲買人

發行者は自己の手にて幾分か下引受人を作ると雖も主として下引受人を作るは特定仲買人スペンシャルブローカーが發行者より委任せらるゝ所の仕事なり、特定仲買人とは株式取引所仲買人の内より發行者が撰定するものにして最も密接に市場に接觸し居るが故に發行の時期及び條件を定むるに付きて發行者の顧問たり、特定仲買人は募債に關し頗る重要な機關にして平生信用厚く且つ諸方面に顧客を有し敏捷に下引受人を作るの手腕を具備するものならざるべからず、特定仲買人の報酬は下引受仲買料(オンドルライチング、ブロイケレヂ)と稱し發行手数料の内より仕拂を常とす、其仲買料は發行額全體に對して仕拂ふことあり或は特定仲買人の周旋にて出來たる下引受の額のみに對して仕拂ふことあり

### 四 一般仲買人

募債に關する特別の機關は凡そ前に擧げたる如くなれども此外尙ほ一般仲買人をして成るべく公衆の應募を勧誘せしむるの手段を執るを常とす即ち株式取引所の仲買人は誰れにても發行者より目論見書及び應募申込書式を貰ひ受け之に各自の商號を捺して平生の顧客に配布することを許さる單に新聞の廣告を見る



丈にては應募の意を起さざるものも平生取引ある仲買人より目論見書及び申込書式の配布を受ければ進んで應募することあるべき理なり而して仲買人の商號を捺せる申込書を以て應募したるものは其仲買人を經由したるものと見做し其申込人の得たる應募割當額に對し幾分の手數料を仲買人に與ふるなり此手數料を「アウトサイドブロカス、コムミッション」と稱す「アウトサイドブロカ」は取引所の正式會員ならざる仲買人を意味することあれども茲にては募債に關する特定機關以外の意味にて單に「スペシャルブロカ」に對する語と知る可し

五 發行條件を定むる標準

機關の説明は大略前掲の如し是れより少しく進行の順序を述べんと欲す發行條件を定むるは其時の状況により變更を要すること勿論なりと雖も大體に於ては同種若しくは類似の既發債を標準として其市價より少し低き所に發行價格を定むるを以て原則とす新債に應募者を得んとせば舊債を市場に買ふよりも利益なる條件を以てせざる可からず而して新債の發行あれば供給増加の結果として舊債市價下落の傾を生ずるは自然の數なり故に新債の應募を眞に有利なら

しめんとせば舊債の下落點よりも更に幾分か低き所に發行價格を定むるを要す此くて舊債市價は下落し新債は發行價格よりも高き市價を保ち新舊兩債の市價均一するを以て適度とするなり但し以上は單に供給増加の結果のみを抽象して立てたる標準にして此外に市價變動の原因多くあるが故に之を斟酌するの必要あるは言ふまでもなし

六 目論見書の發表

下引受完了し起債者との契約成立し公債の場合に於て必要なる法律又は勅令の發布せられたる後發行者は成る可く速かに目論見書即ち「プロスペクタス」を發表す目論見書は我國の所謂發行規程に相當するものにして募集の條件申込受付期限募集金の拂込利子の仕拂元金の償還等の事項を記載するものなり新聞に廣告するの外發行者及び特定仲買人の店頭に於て目論見書を配布し之に添ふるに應募申込書式を以てす

七 申込書の受付及び締切

目論見書發表の即日又は翌日より應募申込を受く申込書には證據金を添へ發行



者の店頭を持ち來るも可なり郵送するも可なり又電信にて申込むことも出來べし、申込受付期限は一定せざれども大概四五日を以て普通とす、發行者の都合により期限以前に締切るも差支なし、締切前なれば申込者は申込を取消すを得べし、好景氣の募集に於ては二日目位に締切ること多く時としては即日締切ることあり、地方の郵便申込は締切翌日の第一順まで受付くるを例とす

#### 八 應募の割當

應募申込額が募集額に超過するときは各申込者に其申込の金額を充當する能はず、此場合に於て如何にして應募の割當を爲すかは發行者が手心によりて決する所にして必ずしも一定の標準とすべきものなし、好景氣の募集に於ては自ら永く公債を所有する意志なく市價の騰貴に乗じ之を賣りて利益を得る目的にて應募する投機者多し、故に成る可く投機的應募者に割當せず成る可く真正の投資者に割當つる様にするが發行者の目的なり、投機的應募者は時として小口に分ち時として大口に纏め種々に手を替へて申込を爲すが故に發行者も之に應じて割當方を異にす全體に通じ按分比例にて割當を爲す如きことは殆んどなく百磅より千

磅までの申込に對して何割千磅より五千磅までの申込に對しては何割と云ふが如く申込額によりて割當の割合にするものなり

#### 九 新債の増打

發行者又は特定仲買人が下引受の勧誘を爲すに至れば募債の事實及び條件は既に公然の秘密なり、新債の景氣好ければ一種の思惑賣買此時より始まる、新債の増打若下と云ふは此賣買の相場を指すものなり、我國にては此増打の性質を誤解し發行價格以上に應募申込を爲すの意なりとするものがあるが如し、然れども倫敦市場に於て普通の募債に競争申込の方法を用ゐるは異例に屬し一定不動の發行價格により申込を爲さしむるを常とす、故に増打は起債者の所得ともならず、發行者の所得ともならず、素より下引受人の所得ともならず、思惑賣買者の間には互に損得あり、増打の景氣が割當の後まで繼續すれば一般の應募者之によりて利するなり、然らば新債の賣買は如何にして行はれ其相場は如何にして立つや少しく之を説明せんと欲す

#### 十 結果の賣買



應募割當の確定せざる内に新債を賣買するは之を結果の賣買セール、ラブリゾルツと云ふ應募の結果を賣買するの意なり例へば某國の公債の發行價格九十にて募集されつゝあるに後來市場に於て九十一の價格を保つ見込ありとすれば先づ若干の應募を申込み置き之に對して何程の割當を得るか疑問なるも兎に角其結果を九十と四分の一にて賣渡すの約束を爲す目前に於て四分の一の利益を得べし九十の價格にて自ら申込を爲すを得べきに好んで九十と四分の一の價格にて結果を買取るものあるは何故なりやと云ふに是れは必ずしも眞に其結果を買取りて公債を所有せんとするにあらず午前九時と四分の一にて買ひたるものを午後九時と四分の一にて轉賣して其間の四分の一を利得せんが爲めなり而して同じ申込を爲すには證據金を要せず是が爲めの場合によりては眞の應募希望者が多少の増打にて結果を買取ることあるべしと雖も概して言へば結果の賣買は氣配の變動に乘じ目前の利益を得んとする思惑なり斯くて應募の景況盛なれば結果の賣買亦隨て盛に行はれ結果を賣るの目的にて應募申込を爲すもの多く出て來る故夥しく應募申込額を膨脹せしむることあり是は餘り健全ならざる現

象なる故早く申込受付を締切りて其勢を制止するの必要を生ずることあるなり是れに反して新債に對する人氣不良なるときは結果を賣る目的にて申込じものはなきも既に申込を爲したるものが厭氣になりて申込を取消し又多少の割引にて賣退かんとするに至る然も結果の賣買は好景氣の時に多く不景氣の時に少きものと知る可し

締切後は特に結果を賣る目的にて更らに申込を爲すの途なきも既に申込みたる分の結果を賣買することは依然として行ふことを得べし然し締切前程には相場

の變動なき故結果の賣買を試むるの機會比較的に少し  
取引所は發行者の請求により結果賣買決濟の爲め割當決定後特に期日を指定す  
決濟の方法は應募申込證據金并に割當額増打金に對して割當通知書の受渡を爲すものにして例へば五分の證據金を以て十萬磅の申込を爲し其の結果を二分の一増打にて賣り而して一萬磅の割當を得たりとすれば始め證據金として發行者へ五千磅を納め決濟の時に結果買受者より五千五十磅を受取りて割當通知書を引渡す譯なり。



十一 假證書及本證書

割當決定の後發行者は假證書を發行す結果の賣買は割當決定と共に止み其代りに假證書の取引始まり其相場は普通の手續を踐みて取引所の公定相場表に掲載せらるゝを得べし其後の手續は只拂込結了の上假證書と引換に本證書を渡すおるのみ本證書には英國の法律により額面に對する千分の五の印紙を貼用するを要す

(明治三十九年六月東京銀行通信錄深井英五君稿)

深井氏及通信錄の認諾を得て掲載す

第三號 最近我國地價の變動

又中央農事報第六十五號に掲載せる農地市價表に依れば我國地價の變動は左の如し

中等水田地一段歩	中等畑地上全	宅地	地上全	原野地一町歩
公定地價一市價	公定地價一市價	公定市價一市價	地上全	原野地一町歩
價	價	價	價	市價

明治二十年頃	五、〇五六	五、九九二	一、八五四	二、七九二	三、四〇六	四、九九〇	四、七八三
同二十五年頃	五、一六六	九、三九三	一、八五四	四、四六七	三、〇三六	七、四五五	八、〇三七
同三十年頃	五、四三六	一、五、三、八七	一、八〇六	七、四〇二	三、四〇三	一、〇、三、九八	一、八、九、六六
同三十五年頃	四、六九七	一、五、七、〇四	二、六一三	八、六〇五	三、八八三	二、五、七、三三	一、六、五、四、六七
同三十七年	四、六九五	一、五、〇、〇四	一、七、九、三三	八、五、九、〇二	三、七、五、七七	一、四、二、一、九七	一、四、六、八、六七

然るに明治二十年頃は通貨たる銀紙の間に價格の差違なかりしも銀貨は金貨壹圓に對し壹圓貳拾九錢六厘の相場にして二十五年頃は壹圓四十錢に下落し三十に幣制を改革せしを以て其差を見ざるを得ず而して改正後の金貨は壹圓の純分量目二分にして其以前は三分九厘九毛なりしを以て今前表の市價を規行の金貨價位に換算對照すれば左表の如し

明治二十年頃	四、六、二、八九	二、二、五、三九	三、八、五、二一	三、六、九、〇八
同二十五年頃	九、二、三、四七	四、二、九、七〇	七、六、八、二九	七、三、三、六一
同三十五年頃	六、六、二、八三	三、二、五、五九	五、二、九、〇六	五、七、〇、三、八
同三十七年	一、〇、二、二、二五	六、二、九、六〇	一、〇、五、四、七	一、一、三、七、九二



同 三十年頃	一五二、二八七	七七、四〇一	一一〇、三九八	一一八、九三三
同 三十五年頃	一五八、六〇四	八六、〇五六	一二五、七三二	一六五、四六七
同 三十七年	一五〇、〇九四	八五、九〇一	一四一、一九七	一四六、八六七

乾 甲 三 號

六 三

備考 字體の異なる金額は其當時に於ける金貨の價格に依る各地の市價なり  
 右市價の騰貴せる場合は左表の如し

明治二十年頃	一〇〇〇・〇	一〇〇〇・〇	一〇〇〇・〇	一〇〇〇・〇
同 二十五年頃	一四三・二九	一四六・五三	一三三・三	一五四・五
同 三十年頃	一六三・八三	一八〇・三三	一四三・六九	二〇一・五三
同 三十五年頃	一七一・七五	二〇〇・三七	一六三・六五	二二四・一
同 三十七年	一六二・五三	一九九・九二	一八三・七八	一九九・四六

備 考

原表農地市價の調査材料は田は左の十六ヶ所其他は左の内十五ヶ所に依り平







國債一覽表 (其一)

Main table with columns for '國內' (Domestic) and '國外' (Foreign) bonds. Includes sub-columns for interest rates, maturity dates, and legal references. Rows list various bond types like '臺灣事業公債', '鐵道買收公債', and '朝鮮國債'.

備考 五分利公債三十八年以前發行ノ分及煙草專賣法國庫債券三十七年發行ノ分ハ全部償還済ナリ



債 法 命	起 債 ノ 事 由
三月(布告第百十五號新舊 行條例(八年布告第九十 全部改定))	舊藩債處分ノ爲メ
一年(六月)法律第四號鐵道 敷設法	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲 メ
二年(三月)法律第五十九號 例	既設官線鐵道改良、北海道鐵道建設、 國庫事業、電話擴張ノ費用ニ充ツル 爲メ、 軍實資金及國防事業ノ費用ニ充ツル 爲メ
二年(五月)法律第九十三號 敷設法	北海道鐵道敷設ノ費用ニ充 ツル爲メ
二年(三月)法律第七十五號 債法	臺灣ニ於ケル鐵道敷設、土地調査、 築港、廳舎建築、大租權整理及水利 事業ノ費用ニ充ツル爲メ
二年(三月)法律第十七號 同年(十二月)大藏省令第 鐵道會社債務整理公債發 行(三月)法律第十八號京釜 線	鐵道買收ニ因リ政府ニ承繼 シタル債務整理償還ノ爲メ
二年(四月)法律第五十九號 處分法 大藏省令第二十一號沖繩 規程	沖繩縣諸祿處分ノ爲メ
二年(四月)法律第三十八號 一年(十月)大藏省令第五十 號規程	明治三十七八年戰役ノ際損害ヲ被 タル者ノ救恤ノ爲メ
二年(四月)法律第四十八號 十月(大藏省令第五十號 公債規程)	製鹽地整理ニ因ル交付金ニ 充ツル爲メ
二年(三月)法律第十七號 同年(三月)法律第十八號 收法	鐵道買收代價交付ノ爲メ
二年(三月)法律第一號 年(三月)大藏省令第八號 規程	第一回發行國庫債券整理償 還ノ爲メ
二年(二月)法律第一號同年 省令第八號臨時事件公債 六月(大藏省令第二十六號 一年(八月)勅令第三百二十 月)大藏省令第四十二號恩 賜	臨時事件費支辨ノ爲メ 朝鮮ニ於ケル臨時恩賜ニ充 ツル爲メ
二年(三月)法律第六號國債 前會社法 一年(二月)大藏省令第三號 利公債規程	五分利付國債整理償還ノ爲 メ
二年(三月)法律第六號國債 別會社法 一年(三月)大藏省令第七號 利公債規程	臨時事件費支辨ノ爲メ
二年(三月)法律第一號 四月(十月)大藏省令第四十 號國庫債券發行規程	臨時事件費支辨ノ爲メ
二年(三月)法律 煙草專賣法	煙草補償金、買上金及交付 金ニ充ツル爲メ
二年(三月)法律 鐵道國有法	鐵道買收ニ因リ政府ニ承繼
明治四十一年(十一月)舊 八十一號起業公債條例	起業資金ニ充ツル爲メ
明治四十三年(四月)舊第 二十號國庫公債證券條例	導掌期金ニ充ツル爲メ
二年(六月)法律第四號鐵道 敷設法	鐵道敷設、既設官線鐵道改良、北海 道鐵道建設、製鋼事業、電話擴張ノ 費用、葉煙草專賣資金及國防事業ノ 費用ニ充ツル爲メ
二年(五月)法律第五十九號 敷設法 一年(九月)法律第一號 五月(大藏省令第二十二號 八年(一月)法律第十二號 年(三月)勅令第七十八號 一月)勅令第二百四十一號	臨時事件費支辨ノ爲メ
七年(三月)法律第一號 八年(一月)法律第十二號 一月)勅令第二百四十一號	國庫債券整理償還ノ爲メ
七年(三月)法律第一號 八年(一月)法律第十二號 一月)勅令第二百四十一號	六分利付英貨公債整理償還 ノ爲メ
九年(三月)法律第六號國債 特別會計法 二年(四月)大藏省令第十九 號國庫公債發行規程	五分利付國債整理償還ノ爲 メ
九年(三月)法律第六號國債 特別會計法 二年(五月)大藏省令第二十四 號國庫公債發行規程	五分利付國債整理償還ノ爲 メ

明治四十四年二月末調







國債一覽表 (其二)

種別		證券ノ名稱		證券ノ方式		證券ノ額面		附屬利賦		證券ノ記號		裏面	
內國債	公債	鐵道公債	舊公債證書	記名賦札付	金額種類	札ノ枚數	表	裏	發行年及額面種類	臨時事件公債			
										大日本帝國政府五分利公債證書	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)
內國債	公債	救恤公債	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	恩賜公債			
										大日本帝國政府五分利公債證書	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十三年) 乙(四十三年)
內國債	公債	沖繩縣諸祿公債	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	第一回四分利公債			
										大日本帝國政府四分利公債證書	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)
內國債	公債	臺灣事業公債	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	第二回四分利公債			
										大日本帝國政府四分利公債證書	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)
內國債	公債	北海id鐵道公債	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	第三回發行國庫債券			
										國庫債券	一萬圓、五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)
外國債	英債	第一回四分半利付	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	五百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	舊總武鐵道株式會社株式會社債			
										總武鐵道株式會社第二回社債券	五百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)
外國債	英債	第二回四分半利付	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	五百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	舊鐵道株式會社債			
										鐵道株式會社債	五百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)
外國債	英債	第二回四分利付	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	二百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	佛貨公債證書			
										佛貨公債證書	二百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)
外國債	英債	第三回四分利付	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	二百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	舊北海道炭礦鐵道株式會社債			
										舊北海道炭礦鐵道株式會社債	二百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)
外國債	英債	第四回四分利付	無記名利札付	無記名トナスコトヲ得	二百圓、百圓、五十圓	二十枚	二十枚	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)	舊關西鐵道株式會社債			
										舊關西鐵道株式會社債	二百圓、百圓、五十圓	二十枚	甲(四十一年) 乙(四十一年)







ノ記號	面裏面	甲種國債登錄簿ニ於ケル登錄ノ記號
一年)		4
(五(四十年) (五(四十二年)	表面ニ同シ 但羅馬字ヲ附記ス	證券ノ記號ニ同シ
號迄ハ全部償還 付セス 年) 年) 年)		
金(一時賜金 代用ノ分 三十九年 二「特別」ノ二字		
公債」ノ四字刷		
	表面ニ同シ 但羅馬字ヲ附記ス	證券ノ記號ニ同シ
	D(三十八年)	證券ノ記號ニ同シ
全部償還済 )	E(三十八年)	
) 乙(千四券)	H(四十一年)	

大藏省國債局







# 國債規則要領覽

## 證

## 券

## 登

## 録

見本ヲ各取扱店ニ配置シ其ノ旨ヲ告示ス  
 (時宜ニ由リ單ニ其ノ要項) ○何人ト雖モ取扱店  
 ニ就キテ見本ヲ閱覽スルコトヲ得○證券ニ  
 ハ記號及番號ヲ附ス○記名證券ニハ記名紙  
 ヲ貼附シ其ノ證券及利札ニハ記名ノ二字ヲ  
 記ス (背公債證)

證券ノ額面  
 金額種類  
 五十圓、百圓、二百圓、五百圓、千圓、二千圓、  
 五千圓及一萬圓ノ八種(特別ノ規定アリ) ○應募  
 者ハ其ノ交付ヲ受クベキ證券ノ額面金額ノ  
 種類ヲ選擇スルコトヲ得ス  
 大藏省ニ置ク證券ヲ發行スルトキハ之ニ契  
 印ス

汚染毀損  
 證券ノ所有者ハ其ノ證券カ汚染毀  
 損シタルトキ之カ引換ヲ請求スル  
 コトヲ得(滅失又ハ紛失ノ代利札交付ヲ請  
 求スル) 請求スル  
 コトヲ得

分合  
 證券ノ所有者ハ各種證券ノ額面金  
 額ノ種類ニ從ヒ其ノ分合又ハ併合  
 ヲ請求スルコトヲ得  
 利札權限  
 證券ノ附屬利札盡キタルキハ其  
 ノ所有者ハ次期以降利札ノ權限ヲ  
 請求スベシ (時宜ニ由リ更ニ次期以降ノ  
 利札ヲ附シタル證券ヲ交付  
 スルコト)

滅失紛失  
 記名證券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ  
 紛失シタル者ハ其ノ旨ヲ届出ツヘ  
 シ(發見ノ時) 届出後滿三箇月ヲ經過  
 シ尙發見セザルトキハ代證券又ハ  
 代利札ノ交付ヲ請求スルコトヲ得  
 (元金償還期又ハ利子仕拂期開始以  
 後ハ代證券又ハ代利札ヲ交付セズ)  
 ○無  
 記名證券又ハ其ノ利札ノ滅失又ハ  
 紛失ニ對シテハ代證券又ハ代利札  
 ノ交付ヲ請求スルコトヲ得又ハ代利  
 擔保ヲ提供シ又ハ保證人ヲ立テシ  
 元金又ハ利子ノ支拂ヲ請求スルコ  
 トヲ得

失效  
 消滅時効ノ完成及滅失又ハ紛失ニ  
 因リ効力ヲ失ヒタル證券又ハ利札  
 ヲ所持スル者ハ直ニ最寄取扱店ニ  
 返還スヘシ

分割  
 最小限額額面五十圓トス  
 併合  
 起債年ノ異ナルモノ又ハ舊公債證  
 書ヲ除ク外記號ノ異ナルモノハ併  
 合スルコトヲ得ス

分合  
 舊公債證書ヲ除ク外元金償還期ノ  
 確定シタルモノハ分合スルコトヲ  
 得ス償還告示ノ日ヨリ當該廣告ノ  
 日マテ其ノ抽籤セララルトキ證券亦  
 同シ

汚染毀損  
 證券一枚毎ニ金二十錢(利札ノ滅失又  
 引換亦) 同シ  
 分合  
 原證券一枚毎ニ金三錢代證券一枚  
 毎ニ金二十錢  
 滅失紛失  
 代利札  
 原證券一枚毎ニ金二十錢(代證券ノ  
 超過枚數一枚毎ニ金十六錢ヲ加フ) 利札一  
 枚毎ニ金三錢

證券ニ關ス  
 ル手数料

登錄簿ノ種  
 類及設備  
 式  
 登錄簿ノ様  
 式  
 登錄金額

登錄ノ種類  
 新規  
 起債當初ノ登錄及無記名證券ノ登  
 録ナリ  
 變更  
 權利移轉及改氏名其ノ他共有者持  
 分ノ變更等ナリ  
 移記  
 甲乙二種ノ登錄簿間ニ於ケル移記  
 ナリ  
 轉換  
 登錄所管取扱店ノ轉換但シ甲種ハ  
 此ノ轉換アルコトナシ  
 除却  
 登錄ヲ除却シテ無記名證券ヲ交付  
 スルモノナリ(舊公債ニ付テハ登錄ノ除  
 却ニ關シテ設定、轉質、移轉及抹消等ナリ)

登錄簿ノ開  
 覽及原本抄  
 本ノ交付  
 印鑑  
 轉任

登錄簿ノ開覽  
 甲種 證券ヲ發行セサルモノヲ登錄ス○  
 日本銀行本店ニ備ヘ副本ヲ大藏省  
 ニ置ク  
 乙種 通券ヲ發行シタルモノヲ登錄ス○  
 別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種  
 ノ記號毎ニ口坐ヲ分ツ

甲種 各種證券ニ於ケル額面金額種類ノ  
 一ヲ以テ整除シ得ヘキモノノ一限ル  
 乙種 各種證券ニ於ケル額面金額ノ種類  
 ニ從フ

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 記名證券一枚毎ニ金五錢  
 甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢

甲種 一件毎ニ金五錢  
 乙種 證券一枚毎ニ金五錢



録

發行セサルモノヲ登録ス○
行本店ニ備ヘ副本ヲ大藏省
發行シタルモノヲ登録ス○
示スル取扱店ニ之ヲ備フ

償還及仕拂

元金償還
一部償還：抽籤ノ方法ニ依ル(特別ノ規定アリ)
還額、償還期日及抽籤執行日ハ之ヲ
告示ス○日本銀行本店ニ於テ執行ス

擔保及保證

擔保ノ種
現金、登録國債又ハ國債證券其ノ他取扱店ノ
簿實ト認メタル有價證券



一續手求請ルス關ニ録登及券證債國

事項	請求書ノ要件	請求書ノ外 出スル他 類券其ノ 取扱店	請求ノ時期	請求ニ關 ル手數料	併セテ請 ルコトヲ 得ル事 ニ付キ 附記ス ル事項 ヲ括弧 ニテ示 ス	備考
汚染毀損 證券ノ引換	一 證券ノ名稱、額 及枚數ノ種類及 二 原證券ノ記載及 三 附屬利ノ種類 四 附屬利ノ記載 五 請求ノ年月日 六 請求者ノ住所 七 署名捺印	汚染又ハ毀損シタ ル證券		一枚毎ニ金二十錢 (利私ノ損失又ハ 紛失ニ因リ引換亦 同シ)	併セテ請ルコトヲ得ル事ニ付キ附記スル事項ヲ括弧ニテ示ス	原證券ノ附屬利 中利子仕拂期ノ開 始セサルモ、其ノ利 子金額ニ相當スル 現金ヲ納付スヘシ
證券ノ 分合	一 原證券ノ名稱、額 及枚數ノ種類 二 原證券ノ記載及 三 附屬利ノ種類 四 附屬利ノ記載 五 請求ノ年月日 六 請求者ノ住所 七 署名捺印	原證券		原證券 一枚毎ニ金三錢 代證券 一枚毎ニ金二十 錢	一 無記名證券ト記 名證券トナシ併合 スルトキハ同時 ニ新規登録又ハ 登録除却ノ請求 ヲ要ス(登録又ハ 除却ニ必要ナル 事項) 二 分割ノ場合ニハ 併セテ一部ノ新 規登録、登録除 却ヲ請求スルコ トヲ得(登録、 移記又ハ除却ニ 必要ナル事項)	同上 各事項ヲ併セテ請 ルコトヲ得、其ノ 手數料金額ヲ比較 シテ多キ方ニシテ 金額相均シキハ シテ之ヲ納ムヘシ 以下皆同シ
證券ノ利 札繼足	一 原證券ノ名稱、額 及枚數ノ種類 二 原證券ノ記載及 三 附屬利ノ種類 四 附屬利ノ記載 五 請求ノ年月日 六 請求者ノ住所 七 署名捺印	附屬利ノ繼足ヲ 求スル證券トシテ 請求者ノ住所ヲ 得テ之ヲ提出ス ルコトヲ得	同上			時宜ニ由リ更ニ次 期以降ノ利札ヲ付 スルコトアルヘシ 請求書ニ於テハ 請求書記載要件 ハ總テ記述ス
滅失紛失ノ代 交付	一 證券ノ名稱及額 二 面金額ノ種類 三 枚數 四 附屬利ノ種類 五 附屬利ノ記載 六 請求ノ年月日 七 請求者ノ住所 八 署名捺印 九 請求者ノ住所 十 請求者ノ住所 十一 請求者ノ住所 十二 請求者ノ住所	所管取扱店	滅失又ハ紛失ノ届 出後三箇月ヲ経過 シタルトキ	原證券一枚毎ニ金 二十錢但シテ代證券 一枚毎ニ金十六錢 ハ其ノ超過枚數ニ 加フ 利札一枚毎ニ金三 錢	一 登録除却(其ノ 旨) 二 代利札交付請求 ノ場合其ノ證券 ノ引換ハ分割若 ハ併合(引換又 ハ併合ニ必要ナル 事項)	記名ニ限ル
新規債當 初録	一 國債ノ種類及登 録金額 二 請求ノ年月日 三 請求者ノ住所 四 請求者ノ住所 五 請求者ノ住所 六 請求者ノ住所 七 請求者ノ住所 八 請求者ノ住所 九 請求者ノ住所 十 請求者ノ住所 十一 請求者ノ住所 十二 請求者ノ住所	募集其ノ他發行ノ 取扱店	奉入決定又ハ引受 ノ際	甲種 一件毎ニ金五錢 乙種 證券一枚毎ニ金 五錢		登録済證券ノ郵送 ハ相當ノ郵送料 前納スヘシ
無記名 證券ノ 新規 登録	一 證券ノ名稱、額 及枚數ノ種類 二 原證券ノ記載及 三 附屬利ノ種類 四 附屬利ノ記載 五 請求ノ年月日 六 請求者ノ住所 七 署名捺印	無記名證券		甲種 一件毎ニ金五錢 乙種 記名證券一枚毎 ニ金五錢	一 汚染毀損證券ノ 引換(其ノ旨) 二 證券ノ分割又ハ 併合(併合ニ必 要ナル事項)	無記名證券ノ附屬 利中利子仕拂期 ノ開始セサルモ、 其ノ利子金額ニ 相當スル現金ヲ 納付スヘシ
變登	一 國債ノ種類及 額 二 請求ノ年月日 三 請求者ノ住所 四 請求者ノ住所 五 請求者ノ住所 六 請求者ノ住所 七 請求者ノ住所 八 請求者ノ住所 九 請求者ノ住所 十 請求者ノ住所 十一 請求者ノ住所 十二 請求者ノ住所	所管取扱店		甲種 一件毎ニ金五 錢 乙種 證券一枚毎 五錢	一 汚染毀損證券 ノ引換(其ノ旨) 二 證券ノ分割 併合(併合ニ必 要ナル事項) 三 券代利札ノ 請求 四 登録除却 五 併合(併合ニ 必要ナル事項) 六 分割ノ場合 ニハ併セテ一部 ノ新規登録、登 録除却ヲ請求 スルコトヲ得 (登録、移記又 ハ除却ニ必要 ナル事項)	郵送料同上







均敷を算出したものなり

長野縣上伊那郡赤穂村	福井縣丹生郡朝日村	鹿兒島縣日置郡日置村
熊本縣飽託郡出水村	鳥根縣美濃郡豊田村	埼玉縣北足立郡石戸村
鳥根縣八東郡乃木村	千葉縣千葉郡都村	秋田縣河邊郡仁井田村
福岡縣筑紫郡那珂村	石川縣石川郡一木村	鳥取縣東伯郡西郷村
岡山縣御津郡建部村	東京府南葛飾郡金田村	
福井縣大野郡下莊村	山口縣吉敷郡大蔵村	

#### 第四號

第一 膠州灣土地取得條例(西曆千八百九十八年九月二日)

第一條 獨政府は膠州灣の土地全體をば占領前の價格に相當する金額を以て所有者たる清國人より買上ぐることを得、所有權關係に付ては清國政府の租稅徵收表を適用するものとす

若し政府が買上げを爲さざる場合には住民間に於ける土地所有權の移轉又は



從來の目的以外に於ける土地の使用は豫め政府の認可を受くることを要す、住民若くは其の家族以外の者に所有権を移轉し或は賃貸することは法の禁する所なり

第二條 第一條に記載せる場合の外は凡て土地の所有権は政府よりの拂下により設定せらるる所有権の移轉は政府か元と清國人より買上げたる價格に幾部分の割増に付したる價格を提出すること、土地臺帳へ登記を爲すことによりて成立す

第三條 拂下は必要の都度政府之を公告す但二週間の猶豫を置くことを要す公告には拂下の期限の外建築計畫及拂下價格を明瞭に記入することを要す拂下は競争入札に由る入札の申込は拂下期限前少くとも八日以前に官廳に到達することを要す入札申込には落札後の土地の利用計畫及買受の目的を記載することを要す、利用計畫は政府の認可を要す、本條例の發布後二箇年以内に取得すべき土地に付ては利用計畫の實行に關する期限は向ふ三箇年とす、但特別の申告及特別の事由ある場合は五年に延長することを得一旦認可を経たる條件に

著しく相違せる利用計畫を爲し又は確定期限内に利用計畫の實行を爲さざるときは所有権は再び政府に復歸するものとす、此場合には登記を了したる所有者に對し政府は最初の所有者の支拂ひたる價格の半額を還附するものとす、此制限も亦土地臺帳に登記せらるゝものとす

第四條 商店會社が一般の利用計畫に基きて拂下を受けたる土地以外に公益的又は一般人民の利益に歸すべき經濟上の設備を爲さんとすときは官廳は必要なる土地の拂下又は賃貸に應ずるものとす、但官廳は特別の附帶條件を付すことを得

第五條 本條例の發布以前已に政府より土地を賃借し且つ政府の認可を経て建物を建設せる者は政府の定むる價格を以て當然土地の拂下を受くる権利あるものとす、即ち此場合には競賣の手續を行ふことなし

第六條 買受人が土地を再び賣却するときは前買受價格と現讓渡價格との間に存する差増額の三割三分三の一を政府に納付すべし、此納稅義務は亦所有権制限の一種として土地臺帳に登記することを要す



讓渡人(賣主)は讓渡價格を以て讓渡行為の發生に先ち豫め政府に申告する義務を有す差増額の算定に際し讓渡人は讓受たる時より讓渡す時迄の間に土地に加へたる改良費用を見積り六分の利子を加へて讓渡價格より控除するとを得改良費用見積り高は鑑定委員の鑑定に附せらる鑑定委員は二人の官吏及二人の住民より成立す鑑定委員の鑑定は最終の決定力を有す

第七條 二十五年間所有權の移轉なき土地に對し政府は一時限りの公課を徵することを得その額は差増額の三割三分三厘を超ゆることを得す此際に於ける價格の鑑定は第六條の場合に同じく鑑定委員の鑑定に付す爾後二十五年を經過する毎に同様の公課を徵收するものとす

第八條 土地所有者は土地の價格の六分に當る地租を納付すへし此際に於ける土地の價格は千九百二年一月一日を限り政府よりの拂下價格を以て之れに充つ同日以降の價格は鑑定により之れを定む

二 ハムブルヒの土地差増税法(西曆千九百八年十月十二日)

第一條 ハムブルヒ國內にある土地を賣却するに當りては賣渡價格が取得價格より高きときは次の規定に従ひ差増税を納むへし  
差増税の根據となる事由左の如し

- 一 土地所有權移轉の契約
- 二 土地所有權の設定を目的とする債權の移轉契約
- 三 強制競賣
- 四 強制競賣に際して爲したる最高申込より生ずる債權の移轉
- 五 公用徵收

免税の事由左の如し

- 一 相続
- 二 夫婦間共有財産の設定繼續
- 三 遺贈又は負擔付遺贈
- 四 贈與

永小作權は所有權と同様に本條例の支配を受く



第二條 納稅義務は普通賣買の場合には賣主之を負擔し強制競賣及公用徵收の場合には從來の所有者之を負ふ

第三條 納稅額の基礎となるものは讓渡價格より從來所有者が土地に施したる改良費用(但改良より生ずる價格の騰貴か現存する場合に限る)及讓渡に要したる諸種の費用を控除す、舊取得價格の利子は土地か取得以來利用せられざる場合には酌量せざるものとす

讓渡價格明ならざる場合には鑑定人の鑑定に附す

第四條 土地の比較的些少なる部分のみが賣却せられたる場合には收稅部は差増稅を徵收せざることあるへし、只殘餘の部分が後日賣却せられたるときには合算して徵收せらる

第五條 稅率は左の如し

差 増 額	稅 率
二〇〇〇以下	一分
二〇〇〇以上—四〇〇〇以下	一分五厘

四〇〇〇以上—六〇〇〇以下	二分
六〇〇〇以上—八〇〇〇以下	二分五厘
八〇〇〇以上—一〇〇〇〇以下	三分
一〇〇〇〇以上—二〇〇〇〇以下	三分五厘
二〇〇〇〇以上—三〇〇〇〇以下	四分
三〇〇〇〇以上—四〇〇〇〇以下	四分五厘
四〇〇〇〇以上	五分

差増額か取得價格の一分以上に當るときは前項の外に左の附加稅を課す

差増額(取得價格に對する増) 加重稅率(常率に對する加重)

一割以上乃至二割以下	一割
二割以上乃至三割以下	二割
三割以上乃至四割以下	三割
四割以上乃至五割以下	四割
五割以上乃至六割以下	五割



六割以上乃至七割以下	六割
七割以上乃至八割以下	七割
八割以上乃至九割以下	八割
九割以上乃至十割以下	九割
十割以上	十割

前二項によりて定まれる納税額は納税事實の發生か取得の時より三十年以上を經過したるときは四分の三を徴收するに止め十年以下を經過したるときは四分一を加重するものとす(故に十年乃至三十年を經過したるときは常率を課す)

第六條 差増税の決定及徴收は收税部之を司る

第七條 收税部か納税額を決定したるときは納税義務者に納税告知書を交付す  
納税義務者は納税告知書到達後四週間に納付すへし

第八條 寄附行爲其他慈善又は公益の目的を有する組合營造物は免税せらる、免  
税の事由存するや否やは收税部之を決定す

第九條 納税義務者は納税事實發生後四週間に納税事實の發生其他税額の決定に必要なる事實を收税部に申告すへき旨の請求あるときは文書に認むることを要す、收税部か納税義務者の申告を不當なりと認むるときは不當の理由を税額決定前に納税義務者に通知す、納税義務者は之に對し收税部の定むる期間内に收税部の通知に對し意見を開陳するを要す

第十條 税額の決定に不服なるときは納税告知書到達後四週間に文書を以て異議の申立を爲すを得、異議の申立には理由を付することを要す、收税部は納税義務者の異議の理由に對し宣誓に代ふへき誓言を要求することを得、納税義務者は收税部の提出する間に對し口頭又は請求あらは文書を以て答ふることを要す、異議の申立に對する收税部の決定は之を最終とす

第十一條 故意又は過失に依りて納税事實の發生を申告せず又は税額の決定に必要なる申告に付き不正の陳述を爲したる者は納税額の三倍に相當する罰金を課せらる

第十二條 千九百三年二月二日所得税法第三節に左の一項を加ふ所得税免除の



事由

(八)千九百八年十月十二日土地差増税法により差増税を課せらるべき所得

第十三條 市廳は徵稅か特に苛酷に過くと認むるときは收稅部の建議に基き稅額の一部又は一部を免することを得

第十四條 本法は千九百七年十二月三十一日以後千九百十一年十二月三十一日迄に起るべき土地の移轉に限り適用せらる

三 フランクフォルト土地賣買稅及差増稅條例

第一條 フランクフォルト市内にある土地所有權の移轉ありたるときは第二條の規定に従つて定むべき讓受價格の二分を賣買稅として徵收す

第二條 賣買稅は普通の賣買にありては賣買價格により強制競賣の場合にありては競落價格に依る取得者の負擔すべき費用は控除するの限りに非す

土地に固著せる負擔の内に付ては只年金其他或一定の期間毎に繰返さるべき義務に限り控除せらる。控除せらるべき額は是等の負擔を四分の利子にて還元したるものとす

賣買價格か不當に低しと認めらるるとき又は不明瞭なるときは賣買當時の時價を以て賣買稅算出の基礎と爲す

第三條 第九條第十條の場合を除く外最近の移轉と現在の移轉との間に二十年以上の期間か経過したる場合には第一條の稅率の外に更に左の附加稅を課す  
一 宅地

二十年乃至三十年を経過せるときは讓受價格の一分

三十年乃至四十年を経過せるときは讓受價格の一分五厘

四十年以上を経過せるときは讓受價格の二分

二 非宅地

二十年乃至三十年を経過せるときは讓受價格の二分

三十年乃至四十年を経過せるときは讓受價格の三分

四十年乃至五十年を経過せるときは讓受價格の四分

五十年乃至六十年を経過せるときは讓受價格の五分

六十年以上を経過せるときは讓受價格の六分



本條に定むる賣買税附加税及第四條に定むる差増税は最前の移轉か本條例の效力發生の前後に起りたるを問はず課徴するものとす

本條に定むる附加税は現在の讓渡價格か最近の讓受價格に當該期間内に加へたる新築改築の費用を加へたるものと相等きか又は其以下なるときは課徴せず最前の讓受價格とは當時の賣買税條例に據て賣買税を課徴せる際に根據となりたる價格を云ふ若し當時賣買税の課徴なきか又は其他一般に最近の讓受價格か不明瞭なる場合には其當時の市價を以て之に充つ

第四條 最前の移轉より現在の移轉迄に二十年以下の期間か經過せる場合二十年以上の經過は課税せずには其期間内に起りたる價格の差増か最前の讓受價格に第五條に規定せる諸般の費用及利息子を加算せるものに對して一割五分以上に達したるときは第一條の賣買税の外に左の差増税を課す

差増額(每五分増加)	税率(每一分増加)
一割五分乃至二割	二分
二割乃至二割五分	三分

二割五分乃至三割	四分
三割乃至三割五分	五分
三割五分乃至四割	六分
四割乃至四割五分	七分
四割五分乃至五割	八分
五割乃至五割五分	九分
五割五分乃至六割	一割
六割乃至六割五分	一割一分
六割五分乃至七割	一割二分
七割乃至七割五分	一割三分
七割五分乃至八割	一割四分
八割乃至八割五分	一割五分
八割五分乃至九割	一割六分
九割乃至九割五分	一割七分



乾甲四號

九割五分乃至十割	一割八分
十割乃至十割五分	一割九分
十割五分乃至十一割	二割
十一割乃至十一割五分	二割一分
十一割五分乃至十二割	二割二分
十二割乃至十二割五分	二割三分
十二割五分乃至十三割	二割四分
十三割以上	二割五分

第五條 最前讓受價格に加算すべき費用及利子左の如し

甲 宅地

- 一 土地の改良に要したる費用
- 二 街道運河(かなる)の建設維持に要する特別負擔
- 三 建物の新築改築に要したる費用但保険に付せざる場合に限る
- 四 建築警察手数料

第五條 最前及現在の移轉の際に支出したる印紙税、賣買税、差増税、裁判所公證人の費用その他手数料の賠償として最前讓受價格の五分

乙 非宅地

讓渡人か農業用又は商工業用に利用せざりし非宅地に限り最前讓受價格の四分に當る利子(單利)及収益を差引せる改修維持等の費用

第六條 第一條第二條の賣買税及其附加税の納付は讓渡人及讓受人か連帶義務者より第四條差増税の納付は讓渡人のみ之か義務を負擔す、印紙税法に據る連帶義務者の一人が免除の特典を有する者(第五條に規定す即ち國王、王妃、國庫公法人、公益財團、寺院等)なるときは他の一方は只半額を納税するを以て足る、強制競賣の場合には競落人か納税義務者たり但競落人か印紙税法に據りて印紙税納付の義務を免せられたる者なるとき又は強制競賣事實の發生前少くとも三箇月以前に當該土地に對する抵當權を獲得せる者にして競落は單に損失を填補するに過ぎざることを證明したる場合には納税の義務なきものとす而して強制競賣の場合に課すべき租税は只第一條の賣買税のみにして賣買附加税及



差増税は徴收することなし

強制競賣か所有権共有の狀態を除去する目的に出つるときは第十一條の規定を適用す

第七條 本法に非宅地とは所有権移轉の當時全然建物無きか又は單に一時の使用に供する假小舎の建築ある土地を指すものとす、庭園は住居用又は營業上の家屋の附屬物として家屋と共に賣却せられたる場合には之を宅地の一部分と看做す但庭園か家屋敷地の五倍以上の面積を有するときは非宅地と看做す

第八條 土地所有権か數箇の連續して發生せる讓渡契看に基きて第一次の讓渡人より最後の取得者に移轉せる場合には第一條の賣買約は是等數箇の讓渡契約上の取得價格を合計して課するものとす

土地所有権の讓受契約より生ずる債權の移轉を契約する場合並に讓受契約の締結後に第三者の爲に權利を取得し義務を負擔する旨を宣明する場合も普通の契約と同視し賣買税を徴收す然れども讓受人か委任又は事務管理に基きて第三者の爲に讓受契約を爲したる場合には納税義務を免せらる但第一次の

讓渡人より第三者への權利移轉か契約締結後一箇年以内に發生したる場合に  
限る

本條第一項の賣買税は第一次の讓渡人及最終の取得者か連帶して納付すべきものとす

第九條 本法に規定する凡ての租税賣買税附加税及差増税は相續贈與の場合には之を免除す

第十條 第九條以外に免税の事由となるもの左の如し

- 一 公益上の理由に基きて土地の交換整理を爲したるとき
- 二 卑親屬者か負擔付契約に據りて土地を讓受けたる場合並に共同相續人及寡婦か相續財産の分割を爲したる場合
- 三 印紙税法の規定に據り印紙税を免除せらるべき君主皇族の財産及其他

第十一條 共有所有権者が所有権の分割を行ひたるときは獨立の所有となりたる土地の價格か從來の持分の價格を超過せざる限りは免税せらる

第十二條 土地の交換を爲したる場合に兩土地の價格に高低あるときは高き方



の土地の價格を標準として本法に定むる諸税を徴收す

第十三條 本法に定むる租税の徴收は市廳内の會計課之を司る

第十四條 納税義務者は所有權移轉後四週間に會計課に土地移轉の申告並に納税義務に關する諸般の必要なる事項を文書を以て申告すべし、會計課の請求あるときは納税義務者は税租の賦課に必要な諸般の事實を文書にて會計課に申告すべし

第十五條 會計課は租税の賦課に關し納税義務者の申告に拘束せらるゝことなし、會計課が納税義務者の申告を不當なりと認むるときは税額決定前に不當の理由を納税義務者に通知し納税義務者は之に對し會計課の定むる期間内に意見を開陳すべし、會計課と納税義務者との意見が一致せざるときは會計課は必要と認むる場合には鑑定人の意見に従ひ税額を決定することあるへし

第十六條 納税義務者は納税告知書の到達後四週間に税額を市金庫に納付すべし、期限を經過するも納付せざるときは會計課は尙ほ一回の催告を爲し而かも尙ほ納付せざるときは滞納處分を行ふ

第十七條 租税の賦課に對し不服ある者は納税告知書到達後四週間に文書を以て會計課に異議の申立を爲すことを得、異議の申立に付ては會計課之を決定す、決定に不服なる者は決定の通知到達後更に二週間に縣會に訴願を提出することを得

第十八條 本法に違反せる者には他の法律に特に重き制裁の規定無き限りは三十マルク以下の罰金を課す

第十九條 本法は發布の日より効力を有す

財政的成績

西曆年次	收	入
一九〇四年	約二、〇〇〇、〇〇〇	同
一九〇五年	約三、〇〇〇、〇〇〇	同
一九〇六年	約四、〇〇〇、〇〇〇	同
一九〇七年	約二、五〇〇、〇〇〇	同

四 キール市の差増税

税甲四號



第一條 キール市に在る土地所有權の移轉に對しては千九百零六年十月三十日買  
買稅條例に定むる賣買稅の外に本條例に據りて差増稅を賦課す

第二條 差増稅の額は最前の讓受價格に第三條に列記する費用を加へたるもの  
より現在の讓渡價格を控除したる差増額に據りて決定す

最前の取得價格の基礎たる所有權の移轉が千九百年四月一日以前に發生し  
たるものなるときは千八百九十九年十二月十八日地租條例に従ひて千九百年  
四月一日の法定地價を以て取得價格と看做す若し法定地價の決定無き場合に  
は千九百年四月一日の時價を以て取得價格に充用す但納稅義務者が確實なる  
證據を提出して事實上の取得價格を申告するときは市廳は之を採用す

土地の交換は兩者各別に課稅せらる第六條第二の場合を例外とす

土地が數箇の連續して發生せる讓渡契約に基きて第一次の讓渡人より最後  
の取得者に移轉せる場合には差増稅の額は各契約毎に各別に計算したる取得  
價格を合計して之を定む

第三條 第二條に所謂最前取得價格に加算すべきもの左の如し

一 非宅地にありては最前取得價格の四分に相當する利子(單利)

茲に非宅地と云うは全然建物なきか又は一時の利用に過ぎざる假小舎の存  
在するに過ぎざる土地を云ふ二十五アルを超過せざる庭園は宅地の一部分と  
看做し二十五アル以上の庭園は非宅地と看做す最後取得の期間内に於て建物  
の存せる場合と然らざる場合との區別あるときは四分の利子を加算する期間  
は建物の存在せざる期間に限り土地の一部分が非宅地なるときは此の部分に  
限りて四分の利子の計算あるのみ(一アルは百平方メートルに當る)

二 土地の價格を増加したる改良費用特に新築改築の費用(保險を付せざる限  
り)は街道建設費、運河修築の特別負擔等

三 最前取得の際に支出したる賣買稅、印紙稅、仲立費、數料等の手用に對する賠  
償として最前取得價格の四分、但第二條に據りて最前取得價格の代りに時價  
を標準としたる場合は如上の賠償無し

讓渡人が前に強制競買に據りて土地を取得したる場合に於て讓渡人が當  
該土地に對して有したる抵當權の價格が取得價格を超過せるときは此の超



過額の差増額に算入せらる

街道又は公園の爲に無償に土地の一部を割譲せるときは最前取得価格は

割譲後の残地のみに付き之を定む

第四條 一割及一割以下の差増額は免稅せらる且つ從來非宅地たりし土地の上に建物を設けたるとき又は從來既に宅地たりし土地の上に建増を爲したるときは當該土地の第一次の讓渡が建物利用後五箇年以内に起りたる場合には更に差増額の一割を免稅す(蓋し屋舎の建築を獎勵するの政策たり)

第五條 差増稅率左の如し

差増額 <small>(則ち最前の取得價格に第三條の加算事項を加へたる者)</small>	稅率
一割乃至二割	五分
二割乃至三割	六分
三割乃至四割	七分
四割乃至五割	八分
五割乃至六割	九分

六割乃至七割	一割
七割乃至八割	一割一分
八割乃至九割	一割二分
九割乃至十割	一割三分
十割乃至十一割	一割五分
十一割乃至十二割五分	一割七分
十二割五分乃至十五割	二割一分
十五割以上	二割五分

以上の稅率は新舊移轉の間が五年以下を經過せるときに限り全額を徵收し、五年以上なるときは左の如し

六年以下	稅率の七割五分
七年以下	稅率の七割
八年以下	稅率の六割五分
九年以下	稅率の六割



税率の五割五分

十年以下

税率の五割

十一年以下

税率の四割五分

十二年以下

税率の四割

十三年以下

税率の四割五分

十四年以下

税率の三割

十五年以下

税率の高は全差増額を標準とす換言すれば免税せられたる部分を控除すること無し

第六條 免税の事由左の如し

- 一 強制競賣
- 二 土地の交換にして一方が五百マルク以上の特別支出を爲さしむるとき
- 三 相續
- 四 贈與
- 五 卑親屬が土地を譲受けたる場合並に共同相續人及寡婦が相續財産の分配

を爲したる場合

六 公用徴收

七 國王、國王妃、國庫、公法人、營造物、慈善寄附行爲の財産

共有所有権者か所有權の分割を行ひたるときは獨立の所有に歸したる土地の價格か從來の持分の價格を超過せるときは此の超過額は課税せらる

第一項の三、四、五の規定に従ひ免税ありたるときは爾後の土地移轉に關しては移轉價格及移轉時期共に規定の事項の發生したる時に遡及す

第七條 第一條の納税義務者は讓渡人なり、第二條數箇の連續せる移轉契約ある場合には第一次の讓渡人納税義務者たり但爾後の讓渡人も各自の移轉契約締結の際に生したる差増額に付ては連帶義務を有す、讓受契約より生ずる債權の移轉の契約する並合並に第三者の爲に權利を取得し義務を負ふ旨を後に至りて宜明する場合には右契約を爲したる者も亦約税に關し讓渡人と共に連帶義務を有す

第八條 地方的又は經濟的理由に因りて土地が數箇に分割讓渡せらるゝときは



收税署即ち市役所は第一次の分割譲渡の行はるゝ際に土地全部の最前取得價格を各部分に配當す而して此際には時價を標準とし且つ譲渡人との協議に由りて決定す但市役所は土地の分割譲渡の發生せざる以前に於て豫め最前取得價各を各部分に配當し置くも妨げなし所有者の請求ある場合の如き特に然りとす

爾餘の規定はフランクフルトの規定と同一なるを以て之を省略す

右は大藏省の好意に由り得たる材料にして参考の爲め此所に掲載するなり

### 第五號 白耳義に於ける地方債の募集を

#### 容易ならしむる爲の特別機關

- 一 名稱 町村銀行
- 二 位置 ブルクセル
- 三 目的 町村及縣の募債若くは府縣町村の保證する募債(府縣町村の公共營造物の募債)を容易にするに在り

四 業務 (一)町村若くは府縣の爲め債券の發行及其舊債償還の事務を擔當すること

(二)數種の募債を合一する爲め一樣なる債券を製造發行すること

五 營業期限 定款勅裁の日より九十九ヶ年間と定む但し總會の決議を経政府の許可を得るときは此の期限を延長することを得

六 解散 總株數の三分の二以上を代表するときは株主三分の二の同意により政府の承諾を求めて解散することを得

總會に於て反對の決議をなすに非ざれば理事會は當然清算の任に當るべきものとす

七 株金及株主 株券は一千法の株券及百法の分割株券の二種とし共に記名とす

株主は縣及町村若くは其保護する公共營造物に限る

株券の譲渡は理事會の同意を要す

株金は理事會の定むる條件に基き拂込むを要す



- 八 營業開始 申込株數貳百株に達すれば會社は營業を開始することを得
- 九 會社資本と募債額との比例 債券發行は會社資本額の二十倍を限りとする
- 十 債券發行 會社は記名及無記名兩種の債券を發行す、債券に理事長若しくは理事代理人及書記の署名を要す  
債券は割増付抽籤によりて償却することを得此の場合に於て債券額面は百法以上とす但し利率は年百分の三以上とす
- 十一 債券の發行 は豫約競賣若しくは公賣の方法に據る但し理事會に於て反對の決議を爲し、監査役及大藏大臣の承認を得たるときは此限りに非らず  
割増金付債券の發行は主務大臣の許可を要す  
債券に對する利子割増金及償却資金として會社が支拂ふべき年額は會社か當該債券の發行に關し町村より收入する年額を超ゆることを得ず
- 十二 遊金 會社に遊金あるときは之を以て

(一) 國債證券地方債證券若しくは國府縣、市、町、村の保護に係る債券を買入れ又は是等を質として貸付なすことを得

(二) 確實なる保證あるときは理事會の指定する株式會社若しくは銀行等に當座預けをなすことを得

十三 理事及理事會 會社の事務に理事之に任ず、理事會は五名の理事より成り、理事は自耳義人若しくは歸化人たるを要す、其任命罷免は株主總會に於て之を決す

理事會は其會員中より理事長を選擧し、其會員外に常務を取り扱はしむる常務代辦人を任命す、但し此常務代辦人は書記の職務を兼攝す、理事會は會社を代表し左の職務を行ふ

(一) 收得販賣をなし又會社の利害に關する一切の處置に任ず

(二) 理事長を以て裁判所に起訴及請求をなす

(三) 和解をなし支拂により若しくは支拂なくして差押の解除をなす

(四) 會社の銀行方代理者及備人を任免し並に其數及其報酬を定む



(五) 定款に基づきて有益若くは必要と思惟する一切の法律行為をなす

理事會の法律行為にして會社の義務を生ずるものは理事長及書記若くは是等の代理人の署名を要す

理事會は理事長若くは書記の招集により之を開く

理事二名の請求あるときは理事會を開く

十四 理事會 理事三名の出席を要す

議事は多數によりて決す可否同數なるときは理事長若くは其代理人の意見によりて之を決す

十五 監査役 監査役は六名とし業務を監督し計算及貸借を検閲し毎年株主

定期總會に於て前掲事項に對し報告をなすものとす其任免は株主總會に於て之を決す

監査委員は理事會の諮問する一切の事項に對して意見を述べらるものとす

十六 役員任期 理事の任期は西曆千八百六十五年以降は一ケ年とし毎年定

期株主總會に於て改選す(第一期理事は任期を)  
特に五ヶ年とせり監査役の任期も亦も一ケ年とす但し理事及監査役は再選することを得

理事缺員の場合には次會の總會に於て之を選任す但し其任期は前任者の任期間とす

十七 役員手當 理事會員は總會の定むる出席手當を受く

監査役の旅費日當も亦株主總會に於て之を定む

十八 計算及貸借表 計算及貸借勘定は理事會の指揮に依り十二月三十一日

を以て之を決算す  
公債を貸借表に掲げるには買入價格以上に評價することを得ず配當は拂込株金の百分の五以内とし殘餘は之を準備金となす但し理事會に於て決議し大藏大臣の認可を得るときは之を分配することを得  
利益金五分の配當をなすに足らざるときは準備金より其不足を補充することを得



理事會の責任は監査役の貸借表の認可を以て解除せらる

十九 入會の許否 入社審査委員 は理事、監査役を以て組織の府縣、町、村及公共營造物より公債契約の爲め入社を申込みたるときは審査の上之が諾否を決す

委員の投票は無記名とす

審査會は七名以上の出席を要す、可否同數なるときは申込を拒絶す、府縣、町、村又は公共營造物にして若干の歳入に對し會社に代理受取の權限を委任するの認可を得、又其歳入にして公債契約に應ずるに足るときは委員會は票決の手續を略することを得

二十 會社に對する政府の權能 政府は法律若くは定款に違背するか又は町、村若くは國家の利害に反する一切の處置に對し抗議するの權能を有す

政府は會社業務を監督する爲め會社に對し監理官を任命する權利を有す、此監理官は會社一切の業務に對して監督權を有す、但し監理官の

報酬額は政府と理事會との會議により之を定め會社に於て支拂ふべきものとす

二十一 會社の内規 執務組織、理事退職、缺席及證券保管等を規定する會社の内規は理事會に於て起草し、監査役の協賛を経るを要す

二十二 株主總會 株主總會は株主若くは其代理人、理事及監査役を以て組織す

投票權は一株一票、十株二票、十五株三票、廿株四票とし、以上之に準す、但し一法人にて十票以上を有することを得ず、又一株主にして三株主以上を代表することを得ず

〔參考〕 初めは町村行政に毫も關係なき者を代人として總會に出席することを許したるも、漸次其弊を發見したるを以て、株主町村の代表者は當該町村若くは他町村の町村長助役又は町村會議員に限ることとなしたり、又株主府縣の常置委員は該府縣を代表するときに限り出席權あるものとす



總會の會期は毎年二月とす

總會の招集は官報に廣告し更に書面を以て通知す理事會は臨時總會を招集するの權利を有す

監查役過半數の決議及株式半數以上の所有者の決議により臨時總會を招集することを得

臨時總會は全株主の半數以上の出席を要す又出席者の代表する株數は全株數の半數以上たざらざる可らず但し株主の數及代表される株式の數にして是に充たざる時は更に臨時總會を招集す此場合にては出席株主の數及代表株式の數の如何に關せず議事を有効とす

理事長は總會の議長となり庶務を處理し可否同數の場合には其意見によりて決議し書記と共に之を議事録に署名す

票決は指名點呼に據り六名以上の請求ありたる時に限り無記名投票を用ゆ但し任免に關するときは無記名投票を用ゆ

定款の變更は之が爲め特に招集せられたる臨時總會に於て議し出席全數三分の二以上の多數によりて決す

### 二十三 附 則

第一回の理事は政府に於て任命す

## 第六號 英國に於ける私事法案提出順序

### 一 公事法案と私事法案との差違

英國の議院は年々パブリック・ビル即ち公事法案國家全體に關する法案を取扱ふの外私事法案即ち地方又は個人の利害に關係する法案を審議す。元來私事法案は理論上公事法案と同一の取扱を爲すべきものなるも實際に於ては全然其方法を異にす即ち左の如し

西曆千七百九十八年以前に在ては現今の法令全書の如く公事法パブリック・アクトと私事法プライベート・アクトとの間には嚴密なる區劃を設けず混同して之を編製し獨り人事に關する法律は分離して之を刊行せり然れども同年以後は



私事法は總て之を公事法の記録中より區別し法規の編纂に一大改良を施せり、即ち公事法は毎會議院を通過したる順序に従ひて之を配置し亞刺比亞數字を以て其番號を附し、私事法は其配置の順序は、公事法と同じく通過の順序に従ふも、其番號は羅馬數字を以て之を附し以て其大體を區別するものとせり

西曆千七百九十八年以前は私事法として格別に刊行せしは離婚、歸化其他之に類する人事に關するものなりしも爾後漸次其範圍を擴め道路、運河の改修開設、橋梁埠頭の建設、市町の管理、敷石點燈等其他是に類似の諸案を議定するに至れり、然るに其後世運の進歩に伴ひ地方自治體の發達と共に議會に於て是等諸案を議するの必要を感じ、現今私事法案の重要なものは殆ど鐵道に關する事件に限るに至れり、其變更の順序を見るに今を距る百二三十年以前に在ては私事法案は概ね人事に關し七八十年以前にありては主として地方の事業に係り、現今に至ては鐵道敷設の如き國民の利害に最大の關係ある事業經營の許可を請求する爲に提出するものとなりたり

私事法案に關する立法上の取扱は公事法案の場合と異なり、例へば一會社に對

私事法案  
實質の變更

この調査に  
個人は利益  
を害するに  
注意を要す

私事法案  
の公益を  
損ずる理  
由を得ず

私事法案  
の調査に  
は議會に  
立法司法  
兩機關を  
兼任す

し鐵道敷設を許可する所の法案は公會所の設立を特許する爲め、若くは國民教育の爲に提出する法律案とは自から其趣旨を異にし、立法院は後者の場合に於ては單に公益の爲め最良の方策を講ずるを以て足れりとすと雖も、前者の場合に於ては之と同時に其企業の爲に偶々一個人に損害を及ぼすことなきや否やを審査するの義務あるものとす、蓋し鐵道布設の發起人は公益の保護者として議院に現はるゝものに非ずして其營業より得る所の金錢上の利益を目的とするものとし、其反對者も亦反對の理由を公益の上に置かず、自家一身の利害に因て反抗すべきものとす、而して英國の議院は此等の企業を許否するに方り、其注意を獨り公益を顧みるに止めず、更に進んで私人の利害をも審理するの必要ありとするものなり、則ち此場合に於ては議院は立法機關と司法機關の資格とを兼併する者にして、從て議院は一面に於て立法院當然の資格を以て普通の手續方法を遂行すると同時に他の一面に於て裁判所として公事法案に關する手續以外に司法上の手續を爲すものとす、是れ名を公益に藉り私事に經營を爲すの弊を慮るものにして實に英國立法の特色と云ふを得べし、近時我國の實況此點に於て遺憾なしと云ふを得ず



名を公益若くは宗教神事に藉り意外の法案又は建議を提出するの例少しとせず英國の如きは數百年の經驗を積み大に悟る所ありて此特色を出す豈に鑑みざる可ん哉

二 私事法案提出者の遵守すべき規則及其種類

私事法案提出者が守るべき規則は頗る複雑なるものなり今其梗概を述んに請願書は總て十二月二十一日前に私事法案提出順序を遵守し之を兩院の私事法案局に提出するを要す其遵奉すべき手續左の如し

- 一 適法の公告を爲すこと
- 二 提出すべき私事法案の爲に影響を受くべき財産の所有者又其占有者に對し提出の通知を爲すこと
- 三 私法案の目的たる營業に關する書類を指定の場所に揭示すること
- 四 一定の方式に従ひ右書類を解説すべき設計書其他の書面を作製すること
- 五 工事に要すべき經費を編成すること
- 六 或場合に於ては之に要する金額の一部を適當に指定せられたる官衙に豫

守るべき規則

納すること等はなり

今一步を進め私事法案提出順序の詳細を陳述せんに其順序方法頗る煩雜に過るものなしとせずと雖も亦以て英國立法府が私事法案の取扱を如何に鄭重にするかを窺ふに足る其詳細に入るに先ち請ふ先づ其所謂私事法案の内容を詳述せん私事法案は之を分ちて左の二種とす即ち

第一種は公私團體の權力を擴張又は變更する件及教會堂禮拜堂埋葬地市町人道敷石點燈縣稅渡船場魚場瓦斯燈事業土地特許狀地方裁判所市場警察及び救貧稅に關する諸議案を包含し

第二種は水道公道橋梁溝渠切通船渠排水堤防渡船所埠頭航路波止場法廷鐵道溜池下水街路關門路隧道及び給水工事等を築造維持せんとする議案約言すれば土地收用權施行に關する總ての議案を包括す

三 私事法案提出の手續及其期限

凡そ私事法案を提出せんとする者は其議案の謄本を衆議院の私事法案局に提出すると同時に其事業の利害關係者に向て其議案に包含する權限の附與を請求

私事法案の種類



せんと欲する旨の通知を爲さざる可らず、其提出の議案が第二種に屬する者なるときは其收用せんと欲する土地に施すべき工事仕様書關係土地所有者の姓名簿其地價及工事入費見積書を該議案に添へて提出するを要す、而して議案提出者は私事法案局に議案の謄本を提出するに先ち倫敦ダブリン又はエヂンバラの官報を以て六週間議案提出の事を豫め公告するの義務を負ふ、第二種の場合に於ては其收用又は起工せんとする土地の最附近に於て最多の購讀者を有する新聞紙を以て其事を廣告し、其議案に依りて附與せらるべき權力を以て收用せられ又は其權力の影響を受くべき土地の地主借地者及び居住者名簿を差出すを要求し、簿記の廣告は十一月中に發表すべきものとす、元來英國の議會は特別の場合を除き例年三月の始に於て開會せらる依て右廣告は開會前滿三ヶ月以上の期間に於て之をなすものにして實に用意周到なりと云つべし

私事法案提出者は前記書類の外更に議案の謄本二通の提出を要し、其議案が第二種に屬するもなるときは謄本の外工事仕様書二通設計に關する参考書類利害の關係を有する土地所有者名簿及其名簿の謄本各一通と、官報廣告文の謄本を工

提出の期

事に着手し又は土地收用權を使用すべき地方の裁判所及右商務院、衆議院事務局、衆議院私事法案局に提出し、而して工事仕様書の謄本一通を寺院檀家區、パリの書記に、若し其議案が寺内の墓地、共同埋葬地、又は其他の共有地に係るものなるときは内務省書記官局へも一通を提出するを要す、尙ほ十二月十五日までに議案の爲に損害を受くべき土地家屋及建物所有者借地人及居住者に向て議案提出の通知書を發し、十二月十七日までに議案を印刷し、其一通を貴族院に同月二十一日までに請願書を添付し、衆議院及商務省の兩私事法案局に各々其一通を差出すべきものとす、加之提出者は運河、鐵道、馬車鐵道及其他土地收用權の行使を要すべき土木工事に關する議案を提出せんとする場合には、十二月三十一日までに署名したる正副二通の工事入費見積書を調製し、其一通を衆議院の私事法案局に他の一通を貴族院事務局に提出するを要す、次て一月十四日までに衆議院に提出したると同一の形式を具したる土地家屋所有者、居住者名簿を貴族院に提出し、工事入費見積高の五分に相當する金額を高等法院に豫納し、更に正式の手續を履みて議案を議會に提出するに當り、其議案に關する費用を支辨するに足るべき金額を貴衆兩